

平成24年第2回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成24年6月13日 開会

平成24年6月15日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成24年第2回新十津川町議会定例会

平成24年6月13日（水曜日）
午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中の委員会所管事務調査結果報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 一部事務組合議会報告
- 第4 町長行政報告
- 第5 教育長教育行政報告
- 第6 一般質問
- 第7 請願第1号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める請願
（内容説明、委員会付託）
- 第8 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願（内容説明、委員会付託）
- 第9 請願第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」
の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算
編成における教育予算確保・拡充に向けた請願
（内容説明、委員会付託）
- 第10 請願第4号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実
態に応じた高校づくりの実現を求める請願（内容説明、委員会付託）
- 第11 請願第5号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める請願
（内容説明、委員会付託）
- 第12 報告第1号 専決処分の報告について
- 第13 報告第2号 平成23年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につい
て
- 第14 報告第3号 新十津川総合振興公社の経営状況の報告について
- 第15 議案第30号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について
（内容説明まで）
- 第16 議案第31号 新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町印鑑条例の一部改正につ
いて（内容説明まで）
- 第17 議案第32号 新十津川町税条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第18 議案第33号 平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）（内容説明まで）
- 第19 議案第34号 平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

(内容説明まで)

第20 議案第35号 空知教育センター組合規約の変更について (内容説明まで)

◎出席議員 (11名)

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員 (0名)

◎地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君
副町	長	佐川	純	君
教育	長	熊田	義信	君
総務課	長	藤澤	敦司	君
住民課	長	小林	透	君
会計課	長	長谷川	雄士	君
保健福祉課	長	竹原	誠二	君
産業振興課長兼				
農業委員会事務局	長	高松	浩	君
建設課	長	三谷	和弘	君
教育委員会次長		加藤	健次	君
代表監査委員		山本	忍	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局	長	高宮	正人	君
-------	---	----	----	---

◎町民憲章の朗読

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、町民憲章を朗読いたします。

皆さんご起立ください。

私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗読してください。

〔町民憲章 朗読〕

○議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。

◎表彰状の伝達

○議長（長谷川秀樹君） 開議に先立ちまして、報告をいたします。

北海道町村議会議長会表彰規程に基づく自治功労者で、町村議会議員として25年以上在職し、功労のあった者として、樋坂里子君が去る6月5日の北海道町村議会議長会定期総会において表彰されました。

また、空知町村議会議長会表彰規程に基づき、町村議会議員として8年以上在職し、功労のあった者として、西永勝治君、平沢豊勝君、そして私が、去る11月1日の空知町村議会議長会定期総会において表彰されました。

ただいまより、受賞者に表彰状を伝達いたしますので、樋坂里子君、西永勝治君、平沢豊勝君、前の方にお進み願います。

○議会事務局長（高宮正人君） ただ今から、長谷川議長より受賞者に表彰状を伝達いたしますので、よろしく願いいたします。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○議長（長谷川秀樹君） 表彰状。新十津川町、樋坂里子殿。あなたは議会議員として多年に亘り議会制度の高揚と地域の振興及び住民福祉の向上に尽くされもって、地方自治の発展に寄与、貢献され、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成24年6月5日、北海道町村議会議長会会長、萬和男代読。どうもおめでとうございました。

〔10番 西永勝治君登壇〕

○議長（長谷川秀樹君） 表彰状。新十津川町、西永勝治殿。あなたは永年に亘り議会議員として地方自治の振興発展に尽くされました。その功績は誠に顕著であります。よって、今回、表彰規定により記念品を贈り、ここにこれを表彰します。平成23年11月1日、空知町村議会議長会会長、駒谷広栄代読。どうもおめでとうございました。

〔6番 平沢豊勝君登壇〕

○議長（長谷川秀樹君） 表彰状。新十津川町、平沢豊勝殿。あなたは永年に亘り議会議員として地方自治の振興発展に尽くされました。その功績は誠に顕著であります。よって、今回、表彰規定により記念品を贈り、ここにこれを表彰します。平成23年11月1日、空知町村議会議長会会長、駒谷広栄代読。どうもおめでとうございました。

◎開会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） ただいま出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会の報告

○議長（長谷川秀樹君） 開議に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項等がございますので、報告を求めます。

青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君）

〔説明の記載省略〕

○議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により、議長より指名いたします。

1番、安中経人君。2番、西内陽美君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から6月15日までの3日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日より6月15日までの3日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中の委員会所管事務調査結果報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

滝川地区広域消防事務組合議会の報告を青田良一君より願います。

〔3番 青田良一君登壇〕

○3番（青田良一君） それでは去る5月9日に召集されました滝川地区広域消防事務組合議会第2回臨時会の内容について、ご報告を申し上げます。付議された案件につきましては、報告1件、議案3件といった内容でございました。

まず、報告事項でございますけれども、消防救急デジタル無線整備事業を実施するために、繰越明許を行なうといった内容でございます。2億5,097万4千円を繰り越すとしたことでもございました。これの財源の内訳といたしまして、国庫支出金が4,540万7千円、地方債が2億550万円ということでございます。これにつきましては、後ほど説明いたしますけれども、入札によってこの設備が整備されたといった内容でございます。

続きまして、議案第1号でございますけれども、動産の取得ということで、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型。水槽容量が6千リットルというものが、入札によって購入されました。その議会の承認を求めるといった形での議案提案でございます。指名業者は3社。この選考に当たりましては、過去の消防自動車の納入実績がある業者。あるいは、消防自動車の整備能力の充実した業者。こういった者の中から3社を選考したといったご説明でございました。落札したのは、札幌の田井自動車工業株式会社、落札額が6,520万円ということでございます。この車両につきましては、平成2年に購入した自動車に変わるものとして、本町に配置されるということになります。

それから、議案第2号でございますけれども、動産の取得ということで、先ほど、繰越明許いたしました予算を用いまして、消防救急デジタル無線設備一式、これも指名競争入札をもって行ないました。これは、電波法の改正によりまして、消防救急デジタル無線を整備するといった内容でございます。これにつきましても、指名業者は5社でございましたけれども、入札当時2社から辞退があったということで、3社で指名競争入札を行なったようでございます。落札者は、日本電気株式会社北海道支社ということで、落札された金額が、消費税を込みまして契約額でございますけれども、2億4,223万5千円ということでございます。これにつきましては、滝川の本部の方に設置されまして、25年の3月15日が納入期限というふうになっております。

それから、議案第3号といたしまして、条例の一部改正がございました。これにつきましては、今、電気自動車というのが普及しはじめておりまして、それに充電するための設備、これが消防の方の管理していく、行政指導していく設備になるという観点から、このほどそういった内容のものの条例の一部が改正されたということでございます。

なお、詳しい資料につきましては、事務局の方に置いてございますので、お目通しをいただきたいと思います。私の方からの報告は以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。
ここで一部内容に訂正がありますので。
青田議員。

〔3番 青田良一君登壇〕

○3番（青田良一君） 申し訳ございません、訂正させていただきます。
先ほどの水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型、これにつきましては、うちの消防という表現いたしましたけれども、大変申し訳ございません。これは、滝川に配置されるということでございました。大変ご迷惑をおかけしました、お詫びを申し上げますとともに訂正させていただきますと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。
以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。
これで日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎町長行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、町長行政報告を行います。
町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） あらためましておはようございます。平成24年第1回定例会以降における行政報告を申し上げます。

はじめに総務課の関係から申し上げます。

まず、叙勲の関係でございますけれども、永年にわたり警察官として、住民の安全安心な暮らしづくりに貢献された、元滝川警察署新十津川駐在所の所長でございました畑山武康様が4月の29日に危険業務従事者叙勲・瑞宝双光章を受章し、5月の8日に役場の方においでになられまして、受章の喜びを報告されました。本当にこれまでの長い間、地域の防犯、そして交通安全等々にご尽力をたまわったと、そういった功績が認められての、今回の受賞ということで、本当に心からお祝いを申し上げたいというふうに思っております。

続きまして、十津川村の復興大会でございます。去る5月の19日、十津川村復興大会が十津川村十津川中学校において開催され、町議会議長、母村災害派遣団の職員とともに出席をいたしました。本大会は、昨年9月の豪雨後、道路などが応急的に復旧されたことに伴い、災害に当たり支援をいただいた方々への感謝と今後の本格的な復興に向けて取り組む決意を表明するために催されたものでございまして、ご支援いただいた国・県をはじめ、自衛隊、警察、消防など関係者200名が出席されましたが、式典の席上において、本町の町民及び関係機関各位の物心両面にわたる温かいご支援並びに2か月間に及ぶ職員の派遣に対し、感謝状を拝受いたしましたところでございます。なお、この感謝状につきましては、1階の町民ホールに掲示させていただいております。なお、今後、母村の復興が計画どおりに進められるということを強く望んでいるところでございますけれども、すでに復興計画も立てられておまして、平成23年から平成32年までの10カ年の計画ということでございまして、3段階に分け

て短期、中期、長期というふうに分けて、今後復興に向けて努められるということでございます。いずれにいたしましても、今ほど申し上げましたように、1日も早い復旧、復興がなされることを祈るばかりでございます。

次に、表彰の関係でございますけれども、新十津川消防団員として、長年にわたり地域住民の生命及び財産を火災等の災害から守ることにご尽力されております、第3分団長中茂里様に消防長長官表彰が授与され、3月の29日役場において伝達式を行いました。また、第3分団長でございます。現職でございます、尚一層、これを契機に、さらに新十津川消防団の発展のためにご尽力をたまわりたいというふうに願っているところでございます。また、3月30日に今季の豪雪に対しまして、安全な冬道を確保するため、歩道用ミニロータリー除雪車を無償で貸与していただき、民生安定に貢献された赤平市の植村建設株式会社、代表取締役植村正志様に、4月2日には多年に亘り適正かつ公平な選挙の執行にご尽力された選挙管理委員長の白石美代子様及び委員長代理の長信一郎様に、5月の10日には町民が生涯にわたり生きがいのある充実した生活を営むよう社会教育委員としてご尽力された東谷幸子様に、それぞれ新十津川町の表彰条例に基づきまして感謝状を贈呈させていただきました。

次に、国・北海道への要望関係でございますけれども、平成25年度の事業要望につきまして、5月29日に札幌開発建設部滝川道路事務所、同じく河川事務所、空知総合振興局の札幌建設管理部滝川出張所に対して、国道275号、451号の整備、石狩川築堤の早期完成、北海道管理河川の改修や広域幹線である赤平・滝川・新十津川線、これ新十津川というのは、平成通りを指してございまして、の道道昇格などについてそれぞれ要望を行ってまいったところでございます。次に、国道451号道路整備促進期成会による要望でございますが、5月の20日に札幌開発建設部、北海道開発局への要望を行いました。また、国道451号道路整備促進期成会と石狩川治水促進期成会の両期成会による中央要望といたしまして、6月の7日と8日に東京都で国土交通省ほか関係各省庁並びに北海道選出国會議員に対する要望を行ったところでございます。この件につきましては、議長も一緒に行つての要望ということでございまして、ちょっと詳しく申し上げますと、国道451号につきましては、要望項目につきましては、全線の拡幅、それから、線形改良、交通安全対策、防災対策、それと里見峠のトンネル化、視距が悪いということからトンネル化というふうに表現してございますけれども、里見峠のトンネル化、青山トンネルの改築、これが451号の要望項目でございます。続きまして、石狩川治水対策につきましては、北村遊水地事業の促進、概ね方向は目処がついたということでございますので、これから着工に向けということになるかと思ひます。それと、徳富ダム建設事業の早期完成、それから中、下流軟弱地盤地域の丘陵堤の早期完成、これ以外にシューパロダムですとか、そういった項目も入っているわけでございますけれども、主に、本町に関係するようなことだけを、いま申し上げたしだいでございます。

次に、平成23年度の会計閉鎖が5月31日でもって終わって、会計を閉鎖いたしました。それで、一般会計におきましては、歳入総額は62億1,112万7,915円、歳出総額は60億2,111万1,899円、歳入歳出差引額は1億9,001万6,016円となりました。繰越明許費の一般財源分117万6,000円を平成24年度へ繰越し、差し引き実質収支額につきましては、1億8,884万16円を

地方自治法233条の2の規定によりまして財政調整基金に積み立てております。これによりまして基金の現在高は、35億8,371万5,012円となっております。一方、収入未済額は、町税・公営住宅使用料を含め、一般会計については1,115万9,857円、国保特別会計においては1,316万9,181円ということになってございます。

次に、住民課の関係について申し上げます。

人口動態については、5月31日現在の人口は7,077人で、前年比127人の減少となっており、世帯数では2,959戸で、前年比35戸の減少となっております。65歳以上の高齢者数をみますと、2,355人と前年対比で22人増加し、高齢化率は33.3パーセントと前年より0.9ポイント増加となっております。人口移動が最も多い今年の3月1日から5月31日までの人口動態でございますけれども、転入が83人、転出が106人ということで、さらには出生が8人、死亡26人と合わせた単純増減では、41人の減少ということになってございます。

次に、交通安全及び防犯の関係でございます。交通事故の発生状況でございますけれども、本年3月1日から5月31日までの発生件数は4件、死者数については1名、負傷者数については4名となっており、4月23日に再び発生した交通事故死から5月31日までは発生がなかったことから、交通事故死ゼロにつきましては、現在のところ38日となっております。4月23日に発生した死亡交通事故を受けて、4月25日と5月24日に高齢者交通事故防止対策会議を開催いたしまして、今後の高齢者の交通事故防止対策について協議をいたしたところでございます。また、4月6日から15日まで春の交通安全運動が実施されまして、関係団体の協力によりまして、朝の街頭指導やパトライト作戦などを展開をいたしたところでございます。今後におきましても、関係団体と連携を図りながら一層の交通安全の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、防犯についてですが、本年2月1日から5月31日までの本町における犯罪発生件数は13件でございます。前年同期と比べまして9件増加いたしてございます。内訳といたしましては窃盗が12件、その他が1件となっております。また、安全・安心推進協会による本年第1回の青色回転灯パトロール隊出動式が5月11日に行われまして、15台のパトロール車両が参加いたしました。さらには、同日同協会会長から新十津川小学校の児童に、防犯啓発ノートと夜光反射材のキーホルダーが贈呈されました。

次に、保険医療関係でございます。5月31日現在の国民健康保険の加入世帯数は1,136戸、被保険者数は2,166人で、前年同期と比べますと加入世帯数で46戸の減少、被保険者数で111人の減少となっております。また、後期高齢者医療制度の被保険者数は1,273人で、前年同期と比べまして19人増加してございます。福祉医療では、ひとり親家庭等医療受給者数が204人、重度心身障害者医療受給者数が212人となっております。また、乳幼児等医療受給者数は730人で、昨年8月から中学生の通院まで助成拡大をしたことに伴いまして、前年同期と比べまして106人の大幅な増加となっております。

次に、町税等の収納率について申し上げます。現年度分の町税5税合計の収納率は、99.18パーセントでございます。前年と比べまして1.09ポイント上昇してございます。滞納繰越分については、20.86パーセントで前年と比べて5.08ポイント低下してございます。内訳と

いたしましては、主な税目の現年度分の収納率は、個人住民税で99.92パーセントで前年と比べて0.12ポイント上昇、固定資産税では98.41パーセントで前年と比べまして2.26ポイントの上昇、軽自動車税では99.80パーセントで前年と比べて0.14ポイント上昇してございます。国民健康保険税については、99.13パーセントでありまして、前年と比べて0.04ポイント低下をいたしてございます。後期高齢者医療保険料については、前年と同様に100パーセントとなっております。

次に、保健福祉課の関係についてご申し上げます。

まず、ふるさと学園大学でございますけれども、5月10日に入学式が行われまして、217名の方が入学をされました。1年間ですね、健康や体づくり、一般教養と、高齢者の皆さんの関心の高い内容をテーマに、これから1年間勉強をされるということでございまして、一層頑張っていただければというふうに思っているだけでございます。

次に、子ども手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当について申し上げます。子ども手当等についてですが、子ども手当は、4月から児童手当に名称変更となっております。5月末の児童手当受給者数は437名、対象子ども数は700名となっております。また、児童扶養手当受給者は、母子世帯で70名、父子世帯で6名の計76名、特別児童扶養手当受給者は21名となっております。

次に、保育園の運営状況でございます。4月1日当初の入園児童数は49名となっておりますが、途中入園児童が9名おり、6月1日現在では58名の入園者数となっております。平成23年度に比べますと、6月1日時点では1名の減となっております。また、送迎バスは、花月方面が3名、大和・徳富方面1名の計4名の園児が利用してございまして、本年度につきましても、2系統をバス1台により運行をいたしてございます。

子ども生活応援事業について申し上げます。5月末現在の得きっずカード交付世帯数は、中学生以下の子どもがいる507世帯中、334世帯となっております。昨年5月末現在の63パーセントに比較しますと、約3ポイントの増ということになってございます。

次に、高齢者等の町単独福祉サービスの関係について申し上げます。在宅要介護援護者通院支援につきましては、4月から5月までのタクシー券の給付は3名となっております。緊急通報システム推進事業の利用者は5月末現在で68名ということになってございます。

次に、感染症予防の関係について申し上げます。予防接種の4月の実施状況でございますけれども、BCGについては2名、三種混合は12名、麻しん・風しん混合が58名ということでございまして、医療機関において個別接種を受けております。5月はポリオをゆめりあで実施し、13名が接種を受けてございます。ヒブワクチンにつきましては13名、小児用肺炎球菌ワクチンについては17名、子宮頸がんワクチンは12名の方が個別接種を受けてございます。

次に、産業振興課関係について申し上げます。

まず、農政関係について申し上げます。水稻でございますけれども、水稻の作付け予定面積は3,463.55ヘクタールでございまして、前年度対比で1.86ヘクタールの減となっております。また、融雪の遅れにより、農作業への影響が懸念されましたが、好天によりまして、耕起及び移植作業も順調に進んでございまして、移植後の生育状況につきましても、ほぼ平

年並みとなっております。なお、今月の15日付けで普及センターから、水稻の生育状況、農作物の生育状況が発表されることになってございますけれども、その状況でどのような方向になっているのか、これからまた機会がございましたら、そういったものでご報告をさせていただければというふうに思っているところでございます。

次に、農産物のブランド化の関係でございまして、平成24年度の農産物ブランド化推進活動支援事業といたしまして、町内生産者3名から申請があった高糖度トマト栽培の試験研究事業が採択されております。また、JAピンネ玉葱生産部会の玉ねぎが新十津川町ブランド産品として推奨されてございます。これで、ブランド指定された品目につきましては、メロン、高糖度トマトが2件、しいたけ、そして今回の玉ねぎということで、5品目ということになったわけでございます。

次に、商工業の振興について申し上げます。

まず、中小企業事業資金保障融資の関係について申し上げます。平成23年度は、設備資金2社2件の融資を実行いたしました。また、利子補給補助につきましては、8社10件となっております。24年度に入りましてから、つい今月、設備資金として2件、融資額1,500万円の融資を実行することに決定をしております。

次に、特産品のPR事業でございまして、4月の20日から22日までの3日間、赤平市で開催されました、らんフェスタ赤平2012に、新十津川総合振興公社が町観光協会の協力を得まして、特産品等の物販出展を行っております。また、新十津川総合振興公社では、新十津川産トマト、キャロルセブンを使ったケチャップを4月の28日に発売をいたしております。

次に、ファームインの関係でございまして、本年度のファームインにつきましては、関西方面を中心とした中学校・高等学校26校の生徒を23戸の農家が受け入れをする予定となっております。5月28日には神奈川県立の磯子工業高等学校の生徒38名を受け入れをいたしております。推進協議会では、今年度も概ね1千人程度を目標といたしまして受け入れをするということで、いま活動を展開しております。なお、前年度につきましては、966名の方がファームインとして、本町においでをいただいたということでございます。

次に、建設課の関係について申し上げます。

融雪期の出水対策でございまして、本年は、3月から4月上旬まで日照不足と低温が続きました。融雪がなかなか進まない状況化にありました。4月中旬から下旬にかけては、気温の上昇と降雨により融雪が一気に進みまして、例年にない河川の増水が見られたところでございまして、融雪による増水に備えるため、3月30、31日に1号線川、墓地谷川外2河川で雪割りを実施しております。4月28日には、河川パトロールを実施したほか、安全と被災状況の確認を適宜、実施し、吉野中央線の道路側溝で発生した土砂埋塞の除去など2箇所を修復をいたしたところでございます。

次に、工事の発注状況を申し上げます。6月1日現在における建築、土木、林業関係の工事発注状況は、平成23年度繰越分と本年度当初予算を合わせまして、発注済み本数で7本、その内、平成23年度繰越分が2件となっております。発注額では3,814万5千円、発注率

は、予算額対比で6.9パーセント、本数では15.2パーセントということになってございます。

次に、安心すまいる事業でございます。個人住宅の耐震診断や耐震改修工事、省エネルギー改修工事に対し、費用の助成を行う安心すまいる助成事業は、本年度から募集をはじめ6月1日までには6件の問合せがありました。うち1件の工事が完了し、3件が申請中となっております。いずれも省エネルギー改修に対するものとなっております。

次に、国営開発事業の関係を申し上げます。国営開発事業の本年度末の進捗状況でございますけれども、樺戸地区については99.0パーセント、樺戸二期地区では95.6パーセントとなる予定でございます。本年度の事業予定は、樺戸地区では支線水路工、樺戸二期地区では、徳富ダムの貯水池内の浸透対策を含む基礎処理工、徳富ダム注水工の1条と、総富地頭首工の電気設備整備等が予定をされてございます。また、徳富ダムについては、本年度は、基礎処理工、管理施設工を年内に完了させまして、翌年の2月から安全検査のための試験湛水を約5カ月にわたって実施し、専門機関と確認したのち、平成25年度末にはダムの完成を予定してございます。なお、これに併せまして、樺戸地区・樺戸二期地区の事業完了に向けての計画的予算配分は喫緊の課題でございますので、今後の予算の動向が不明瞭であることから、引き続き、平成26年度地区完了に向けまして、関係機関に対しまして要請活動を精力的に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、主だったものを申し上げまして、平成24年第1回定例会以降における行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） あらためておはようございます。議長のご指示をいただきましたので、第1回町議会定例会以降の教育行政報告を申し上げます。恐れ入りますがお手元に、教育行政報告書を配布させていただいておりますので、主なものを申し上げたいと思います。

最初に教育委員会関係でございますけれども、3月定例会以降4回の定例教育委員会と1回の臨時会を開催しております。主だった協議内容を付け加えさせていただきます。3月26日においては、確かな学び推進会議設置規定の一部改正を行っております。これは、勉強に関し児童生徒一人ひとりのつまずきを解消したり、学ぶ喜びを感じられるような学習支援を行なうための実践方策をより確立し、さらなる充実拡大ができるように組織強化をする組織の設置規定の見直しをしてございます。4月16日においては、学校主任の任命の報告及び特別支援教育連携協議会の任命、学校評議員の委嘱について協議をしてございます。5月14日においては、児童生徒就学援助費受給者の認定をしてございます。その認定者の状況につきましては、生活保護、特別支援学級を含めた全体で60世帯、89人であり、全児童生徒数の割合では16パーセントという状況になってございます。また、本議会に上程をする、空知教

育センター組合規約の一部改正についての意見を協議してございます。3月15日の臨時会は、平成24年度当初、教職員人事異動の内示を行なっております。

続きまして、小中学校関係で、6月1日現在の在籍児童生徒数でございますけれども、小学校は363名、中学校は193名、合計556名という状況であり、昨年同期では563名でありましたので、比較すると7名減という状況になってございます。教職員の関係では、昨年に引き続きまして、町内の小中連携を高めるため、巡回指導教員を配置してございまして、中学校の数学教諭が小学校5、6年生の算数のTTとして学力を向上するために、その指導と授業づくりに係わる支援を行なっております。

続きまして、全国学力・学習状況調査でございますけれども、昨年は、東日本大震災の関係から、全国統一試験での実施はできませんでしたが、本年度は、4月17日、従前の国語、算数、数学に、新たに理科教科を加え実施をしたところでございます。

次に、スクールカウンセラーにつきましては、2ページへとまたがっておりますけれども、心のケアのために、専門的な立場から児童生徒や保護者へのカウンセリング活動をはじめ、教員への助言や個々の事例に対するコンサルテーションなどの適切なアドバイスができるように、道費により継続の配置をしているところでございます。

次に、小学校特別クラブの加入状況でございますけれども、少年・少女合唱団が8名、獅子神楽が14名、スクールバンドが45名で、3年生以上の希望者をもって4月16日から一斉に活動を開始している状況でございます。

次に、中学校の課外活動でございますけれども、バレーボール部では4月22日から開催されました滝川スポーツ旗争奪中学生大会において、ベスト8に入っており、また、野球部の方では5月3日から開催されました、高畑良助旗争奪第27回中空知中学校野球大会では、3位という優秀な成績をおさめておりますので、これからの活躍に期待をしているところでございます。次に、昨日でありますけれども、芦別で開催されました、第65回中空知中体連陸上競技大会におきましては、男子400メートルで昨年に引き続き、個人優勝となり、全道大会出場という素晴らしい結果をおさめていただきました。この陸上の外の種目におきましても、これから開催されます中体連中空知、あるいは空知大会でもそれぞれの新中生らしい頑張りと力を発揮してくれるものと期待をしているところでございます。

続きまして、中学校の部活動の加入状況でありますけれども、全生徒の86.5パーセントがそれぞれ部活に加入をしている状況になってございます。

次に、ここに掲載されておられませんけれども、今年の新中の修学旅行の内容について、ご報告をさせていただきたいと思っております。昨年は、東日本大震災の関係から急遽1年限りの関西方面に行ったところでございます。今年は、例年修学旅行先としている通常の東北方面に戻す予定でございましたけれども、一部地震の余波や放射能の心配などが懸念される点もあり、安心安全な行き先をと考慮し、5月8日から2泊3日で道南方面を研修先といたしました。その工程の中に、奥尻島を含んでおり、奥尻はご承知のとおり平成5年に南西沖地震で壊滅的な被害を受け、国や道からの積極的かつ迅速な対応と、全国各地から物心両面で支援をいただき、現在の整備された復興した町並みになってございます。そのようなことから、

津波災害を経験した奥尻町は、観光協会ともタイアップして、時代を担う子どもたちのために恩返しの気持ちを込め、復興した姿を認識してもらおうと共に、防災教育の一環として、本番さながらの防災ロールプレー研修を修学旅行生に体験してもらい、防災意識の高揚を図ることを取り入れております。新中生徒も、防災学習の一環として、高台への避難訓練と行方不明者の救援訓練を真剣に体験をしたところがございます。実際にサイレンがなり、大津波警報が鳴り響き、本物の警察官、消防や役場職員、島民の方々も全面協力の上、避難や救護に対する冷静な判断とチームワークの大切さなどを学習したというふうに聞いております。

次に、教育関係の各団体の役員構成を載せてございますので、お目通しをいただきたいと思えます。

続きまして、3ページになりますが、農業高校の入学関係では、ほぼ定員に近い36名で、うち新中からは5名という状況になってございます。6月1日現在の在籍生徒数は103名で、学級数は3学級、教職員は18名という状況になってございます。なお、在校生が100名を超えたのは、平成13年以来11年ぶりのことで、現在の活気ある生徒数を迎え、活動がさらに活発されていくものと期待をしているところでございます。

次に、高校配置計画の関係でございます。5月7日に平成24年度の公立高等学校配置計画地域別検討協議会が滝川市で開催され、地域の意見を集約したという状況になってございます。その後、道教委で検討を重ね、6月5日、中学校卒業者の状況などを踏まえながら、進学希望者に見合った定員を確保することを基本として、平成25年から27年度までの具体的な高校配置計画案と平成28年から31年までの見通しが公表されたところでございます。空知北学区においては、従前から発表されております平成25年度からの赤平高校の募集停止は変わらず、さらに、定員割れが続く奈井江商業高校の商業科が平成27年度から1学級減とされ、芦別高校は平成25年度から情報ビジネスから普通科に転換することとなりました。なお、この他にも、平成28年から31年までの4年間の見通しで、6項目の課題が示されております。1点目がこの4年間で、4から5学級相当の調整が必要。2点目が、欠員の状況やこれまでの調整を踏まえた定員調整の検討が必要。3点目が、滝川市内において、市立高校を含めた定員調整の検討が必要。4点目が、職業科、特に商業科の配置のあり方について検討が必要。5点目が、定員が40人以上を生じている学校について、学科の見直しや定員調整などについての検討が必要。6点目、最後でありますけれども、小規模校において、中卒者数や欠員の状況を勘案し、学級減や再編整備を含め配置のあり方の検討が必要と、このように厳しい状況の6項目が示されており、今後、さらに厳しい状況が続いていくのかなということになっております。

次に、6月6日、中央区と文京区の共同による美しい通学路づくり事業を行なっていただいております。農業高校やライオンズクラブの協力支援もあり、小学校と中学校前の道路、道道学園新十津川停車場線と西2線の植樹柵に花をきれいに植えていただき、児童生徒が毎日通る通学路の整備をしていただいたところであります。このことは、地域住民の協力がなくてはなりませんけれども、一緒に協力をしていただきました農業高校の環境美化に係る地域

貢献が、必ずしやいろいろな面で評価されるはずでございまして、今後も生徒募集などに良い影響があるものと期待をしているところでございます。

次に、給食センターの関係でございましてけれども、昨年まで、若干ございました滞納繰越分も職員の努力ですべて完納され、現年分につきましても7年連続完納で、収納率完全100パーセントという状況になってございます。

次に、社会教育関係でございましてけれども、昨年、旧吉野小学校を改修しオープンいたしました「かぜのび」につきましましては、5月1日から開館をいたしております。現在、指定管理者であります一般社団法人、風の美術館で運営管理をしております、今年からは受付に地元の方が主に対応をしているところでございます。また、作品につきましても、昨年のプレオープンから始まりまして、グランドオープン、そして、今年のオープンと少しずつではございますけれども作品も増えてございまして、現在12点の作品が展示され、それぞれの時期に応じて内容を充実、進化をさせていくという取り組み内容という状況になってございます。

続きまして、4ページをお開き願いたいと思います。ユニフォーム助成でありますけれども、こども元気応援プログラムの趣旨に則って、子どもたちが心身ともに健康で明るく、文化やスポーツ活動に取り組めるよう、今年は中学校のサッカー部、バレー部、卓球部の3団体にユニフォーム購入の助成を行なっているところでございます。

次に、とっぷ子どもゆめクラブでありますけれども、5月12日に発会式が行なわれまして、51人の小学生が入会をし、それぞれ活動を始めております。

次に、シニアリーダー会アザレアは、現在7名の会員でございましてけれども、アザレアの使命を果たすべく、頑張ってもらっている状況をお知らせしたいと思います。

次に、PTA連合会の内容でございましてけれども、4月27日に総会が行なわれまして、連合会長には新小PTA会長であります千石哲也さんが選ばれております。

次に5ページになりますが、スポーツ少年団の活躍として、5月19日に開催されました、北海道卓球選手権大会において、小学校6年生の後木玲奈さんが2位に入賞され、7月27日から神戸において開催されます全国大会の出場権を獲得いたしました。今後における更なる活躍を期待をしているところでございます。

次に、6ページになりますけれども、5月27日、ふるさと公園内のサッカーコートで、NHKジュニアサッカー教室が開かれ、新十津川、浦臼、奈井江のサッカー少年団70名が参加をいたしました。講師にはNHKサッカー解説者であり、元プロサッカー選手で日本代表にも選ばれたことがある宮澤ミシェルさんを迎え、リフティングなどのお手本を示しながら、丁寧にサッカー上達のコツを教えていただくほか、一生懸命やればサッカーだけでなく、何だってうまくなれるんだというふうにご子供たちにエールをおくってもらい、真剣にご子供たちも技術を学ぶなど、素晴らしい1日の教室になったところでございます。

続きまして、日本ハム対ジャイアンツの夢のカードによりまして、イースタン・リーグの試合がピンネスタジアムで19年ぶりに行なわれました。まず、試合前日の8日には、12名の日ハム選手により青少年健全育成を目的とした野球教室を開催していただき、野球少年団、新

中野球部やソフトボール部など、近隣の市町村からも集まり、約150名の児童生徒がプロの球さばきなどの野球の技術指導を受けることができました。

当日は、議員各位にも大勢観戦していただいたところでございますけれども、本町の人口に換算すると半分以上に当たる3,607名の来場者の中、1軍に在籍していた選手や知名度の高い選手、さらには将来1軍を狙う若手有望選手など、勢いのある試合をまじかで観戦することができ、また、天候も心配しておりましたが、天候に恵まれまして思い出に残る最高の一日になったかと思えます。試合結果はご存知のとおり、日ハムの鶴久森選手のホームランなど素晴らしい活躍があり、3対1で日ハムが勝利をしたところでございます。なお、この試合の誘致には、商工会を中心とする日ハム後援会が熱心に働きかけがあつて実現したものでございまして、実施に当たっては、釣部道議を委員長とした実行委員会組織で、町内の商工業や農業関係などの異業種が一体となって準備を積み重ね、当日は100人を超えるボランティアスタッフの協力のもとに、運営についても大成功に収めるものことができましたものと、あらためて敬意と感謝を申し上げます。

次に、教育委員会が管理をする体育施設のオープンでございますけれども、今年は大雪の関係から融雪が遅れ、5月3日にパークゴルフ場などの屋外体育施設をオープンすることになりました。平成23年度の社会教育施設のスキー場を除く利用状況でありますけれども、利用人数は、昨年比で4,229人多い状況となっております。金額でも、スキー場を除く利用料金では9万9千円の増となっております。このことは、全体的に利用者減少傾向の中に係わらず、指定管理者であります体育協会の地道な営業努力のたまものだと考えておりますし、併せて振興公社の運営しておりますサライのスポーツ合宿の誘致による、野球やサッカーなどの利用者の大幅な増がこのような状況になってございます。また、パークゴルフの利用者は若干減になっておりますけれども、グリーンパークのパークゴルフパックの利用などがかなりあり、減少を引き止めている状況になっていることも申し添えたというふうに思っております。一方、体育協会の全体の収支でございますけれども、昨年は燃料費の高騰や小破修繕なども多くあったことなどから、マイナス21万4千円と若干の赤字決算となったところであります。

続きまして、図書館関係でございますけれども、23年度の業務結果は、前年度と比べまして若干減少になっております。このことは、先の3月定例会でも報告申し上げましたとおり、滝川市の図書館が整備されたことによる、滝川市民がいままで本町の図書館を利用していたものが、滝川市の図書館への利用変動による影響が大きいというふうに考えてございます。

以上を申し上げます、平成24年定例会以降の教育行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育長教育行政報告を終わります。

ここで13時まで休憩といたします。

(午前11時03分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、一般質問を行います。

先例に従い、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

3番、青田良一君。登壇の上、発言願います。

〔3番 青田良一君登壇〕

○3番（青田良一君） それでは、議長のご指示をいただきましたので、植田町長に一般質問させていただきたいと思えます。早いもので、あんなにありました雪もあつという間に解けて、田植えが始まり小中学校の運動会、そして、行政報告にもありましたように、プロ野球の試合が好天のもとで開催されました。多くの人たちが太陽の光を求めるように、外に飛び出して、とても素晴らしい季節ではないかなというふうに思います。松倉さんが、作詞されました新十津川讃歌の中に、つつじ咲き歌声はみつという一説がございます。まさに、この5月の末から6月の月上旬、こういったこの時期を表現している歌詞かなと思って、時々口ずさんでおります。本当に太陽の光が私たちの暮らしに様々な貢献をもたらしてくれているということについて、あらためて自然の恵みの有難さといえますか、偉大さといえますか、そういったものに、ただただ私は感銘をしているところでございます。

そこでこのような、平和な生活といえますか、現状が続いていくということを切に期待していたところでございますけれども、実は、北海道にも大変な問題が降りかかっているという認識をもっているところでございます。3.11で、福島にあります東電の原子力発電所が停止し、放射能の問題で大変な迷惑、被害をこうむっております。私は、南相馬市というところで生まれたんですけれども、すぐ近くの浪江町、二葉町、こういったところはもう20年から30年、人が戻って住めないのではないかなというふうなことが、先だって新聞等に表現されておりました。そして、北海道にも原発がございます。泊にあります。これにつきましては、私ども議員も視察に行っていましたけれども、北海道も電力の20数パーセントを担っているということで説明されていたように記憶しております。これが止まりました。日本で最後の原発が止まってしまったということでございます。新聞紙上等でこれからどうなるんだろうかというふうなことを見ておりますと、知事あるいは周辺自治体の組長さんも、福島原発の問題等があり、泊がいかに安全かということについて確認が得られない状況下の中で、安易に再稼働といえますか、休んでいる状態からまた元に戻すというふうなことについては、賛成しかねるようなコメントが新聞紙上に載っているというふうに記憶しているところでございます。

そこで、この原発が止まりますことによって、道内の北電からの提供する電力が、これも情報ですけれども、7パーセントくらいが不足するというふうなことで表現されていたというふうに思っております。実は、そう大きな数字ではないというふうに理解するかもしれないですけれども、実際に100からあつたものが、切れて不足するという事態になったときに、私たち道民は、あるいは新十津川町がこういったものに対して、どういった協力をしていかなきゃならないのかというふうなことを考えているところでございます。これまで電力という

のは、何と申しますか、まったく気にしないで生活をしておりました。提供してくれる相手は北電しかありませんので、そこが不足してくるということになるのと、やはり道内で生活している私たちも、こういった状況を冷静に受け止めて何らかの方策をとっていかねければ、大変なことになるのではないかなというふうなことを思うところでございます。

そこで今回の質問は、非常に話が大きくなって申し訳なかったんですけども、新十津川町はこういった事態に陥ったときに、どういう形で電力の節電というものに対して協力していこうという姿勢を示せるのかということについて、町長のお考え方をお聞きしたいなと思います。

加えまして、単に自治体だけがやるのではなくて、町全体が、あるいは北海道全体がこういったものに何とか協力をしていくというふうな流れを作っていかなければ、計画停電だとかそういったものが予定されるようなことになると、冷え込んでいる道内の北海道経済が決してプラス方向に向こうと頑張っているのに、水を刺すような形になるのではないかなというふうに考えられてしかたがありません。今申し上げましたように、是非、この機会に町長がいつもおっしゃてるように、共に助け合う社会という部分の、助ける側といいますか、今回はそういう形の方向に回らなければいけないのかなというふうに、私は考えます。

そこで、あえて言わせてもらいますけれども、先ほど行政報告の中で決算額の黒字のお話がありましたけれども、この際、貯金をして借金の返済が大きく膨らむ年度が目に見えてますので、そういった試みは分らないわけではないですけども、思い切って、電力の消費を減らすような設備投資をこの際、そういったもので当て込んではいかがかなと、私は考えているところでございます。

この質問をするに当たり、予算書、決算書を見せていただきました。それで、概数ですけども、公共施設で相当な電気を使っているということは分かりました。ご答弁の中で細かい正確な数字がお持ち合わせであれば、傍聴している方もおられますので、公共施設でどのくらいの電気を使っているかということについては、町長の方からご用意があればご答弁いただきたいと思いますが、それを減らすには現状のままの工夫では、とうてい7パーセントは無理なような気がするんですよね。これまで財政を健全化するために、節電というのは常に言われたことの1つでありましたけれども、そう大きくはなかなか現状の電気設備といいますか、こういった中ではやっていけないということが、たぶん数字を追ってくと分るんじゃないかなと思うんですよね。そこで、こういった事態の中で、思い切ったことをやってはいかがか、お考えがあるかどうかもお聞きいたします。

非常に、町に直接係わるというような問題ですが、やはり、道民の一人として、こういった形の中の部分について、小さなまちもしっかり捕らえて協力できるものはしていくという姿勢が大事かなと、私は考えます。そういった観点で、質問させていただきました。ご答弁の方よろしくお願ひします。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今、青田議員から節電への対応についてということでご質問をいただいたところでございます。

まず、原子力発電の関係につきまして、お話もちよっと触れられておられましたけども、原子力発電については、今、国会の中でいろいろと議論をしております、まだ、関西電力の大飯原子力発電所の再稼動については、最終結論にはいたっていないようでございますけれども、昨日のテレビ等によりますと、福井県知事も安全だというふうな確認行為が行なわれたということですから、あとは国がどういうふうにして判断をなされるのかということでございます。国内に54基、原子力発電所があるわけでございますけれども、いま、全てが休止の状態でございます、泊ももちろんそうでございます。再稼動については、どういったような安全性が担保された中で、再稼動をされるのかどうかということが、国の中でしっかりと北海道ばかりでなくて日本全体の話でございますので、ひとつ議論をしていただいた中で、安全安心なもので電力の供給といったものを、そしてなおかつ、国民生活に重大な影響を与えないような形の中で進められることが望ましいのかなというふうに、実は思っているところでございます。

そこで経過をお話させていただきたいと思っておりますけれども、北海道電力から、5月18日、政府が今年の夏の電力需給対策を正式決定したのを受けまして、7月の23日から9月の半ばまで、平成22年度に比べ最大電力需要の7パーセントの節電を道内企業や一般家庭などに呼び掛けておりますが、新十津川町に対しても公共施設等の節電等についての要請があったところでございます。

これは公共施設ばかりでなくて、新十津川町の一般家庭も含めてということなのですが、ただ、その時に申し上げたのは、やはり、直接人の命に係わる病院や福祉施設、それから店舗で冷凍庫を使用している、こういった事業者に影響がないようにやっていただきたいということで、申し入れをさせていただいたところでございます。

そういった中で、町のこれまでの取り組みの経過を申し上げたいと思っております。町の公共施設においては、地球温暖化対策実行計画を平成21年度に作成いたしてございまして、これはCO₂の削減のためでございます、平成22年から平成26年の5カ年間の計画期間により、電力、ガソリン、灯油、重油、LPガスなど、本町の光熱水費の削減に努めてきているところでございます。

このうち電力の削減に係るものとしては、既にノー残業デーの実施、更には昼休み及び不必要箇所の消灯、利用者がいない場合のトイレ等の消灯にも取り組んでまいっているところでございます。

この結果、平成23年度の電力の使用量は、前年に比べまして1.4パーセント削減、基準年の平成20年度に比べまして10.1パーセント、1割の削減をいたしてございます。着実に温暖化対策及び省エネルギー化を進めているところでもございます。

まちの公共施設では、非常に暑くなりますとエアコンということになるのですが、公共施設ではエアコンを設置している施設は少ないため、夏場における大幅な節電は、今のところ望めないのかなと思われませんが、各公共施設、または小中学校に対しましても節電を

促し、一層の取り組みを進めることといたしてございます。

具体的な節電対策といたしましては、これまでの取り組みに加えまして、執務エリアの照明を間引きする。長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るかスタンバイモードにする。スタンバイモードというのは、省電力状態にするという意味でございます。更にはテレビなどの待機電源をカットする。電気ポットの台数を削減する。温水洗浄便座、エアータオルなどは使用しない。自動ドアは、対応できるものは1枚のみの作動とする。ゆめりあのエレベーターにつきましては、利用者のみ限定をするなどの取り組みを考えてございます。

また、一般家庭におきましては、照明、冷蔵庫、テレビで約7割の電力が消費されておきまして、夏場の夕方以降における電力消費量が増える傾向にあります。家庭での節電の方法につきましては、もうすでに北海道電力はラジオで放送いたしておきまして、節電の協力も呼びかけておきまして、また、パンフレットを配布するというふうにも伺っております。

町といたしましても、節電が必要と見込まれる7月下旬から9月中旬までの期間に合わせて、町広報誌や行政区へのチラシなどを用いながら、啓発を行ってまいりたいというふうにも考えてございます。

また、北海道電力では、万が一実施せざるを得ない場合を想定いたしまして、計画停電の準備も進めておられるようでございます。区域割りやスケジュール等については6月中に公表し、実施日前日の夕刻及び実施の2時間前に周知を図ることとしているようでございます。町といたしましても、こういった状況が発生するということになりましたならば、防災無線などを活用して、周知万全に努めてまいりたいというふうにも思っております。

先ほど、電力の供給源のお話ございましたけれども、なかなか町の中で、新たに設備を投資しましてやるというのは、非常に今の状況としては困難な状況にあるのかなというふうにも思っております。そういった中でできるものは当然やっていかなければならない。例えば、LED化、こういったものは電力の消費を抑制できるというふうなことにもなるわけでございますので、今年度の予算の中で、街路灯の徳富川から左岸については、LED化を進めるというふうなことで、できるだけ電力の消費を抑制をしていきたいというふうなことも考えているところでございますので、できることについては、速やかに対応できるような方法で進めてまいりたいというふうにも思っているところでございます。

以上、申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） お答えいただきましてありがとうございます。電気を作る施設を町が持つとか、作るのかというのは、なかなか大変だと思うのですが、その電気をくわないものに切り替えていくということは、これは速やかに、今町長もやるようなお話のお答えがありましたけれども、やはり公共施設辺りは、速やかにこういった形に切り替えながら、そこを利用する人たちにも消費電力の部分についてPRしていくような、別に北電の味方するわけじゃないですけども、まち全体の中で公共施設を利用する人たちに対して、機会をとらまえて、そういった部分もPRしていくということも、ひとつの方法としてあるのか

なと思うし、やっぱり電力の計画的な使用というのは、これから非常に大事なことになるような気がするのですね。

先だって、泊の方で新たな活断層があるというのを新聞で見まして、それが、今、原発の安全性にどう係わるのか、私は詳しくはわかりませんが、今の流れでいくと、そういったものがすべてクリアされなければ、稼働させるということは、ちょっと無理かなというふうに、私は判断しているのですね。

したがって、できることから早めに節電をしていくという部分の協力を、しっかりやっていくということが必要かなという観点から、今ほどの質問ということになりました。

お答えは、町長の方からいただきましたけれども、せめて公共施設だけでもスピーディーにLEDに取り替えるようなご努力を切にお願い申し上げまして、質問に代えたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 先ほど申し上げましたように、公共施設の中については、今ほど申し上げたようなことをより徹底をいたしまして、節電に努めてまいりたいというふうに考えております。そういった中で、今年度の予算でも、街路灯のLED化については、そういった方向で進めているということでございますので、来年度につきましては、25年度については、徳富川から右岸側の方の街路灯の整備だとか、こういったものもLED化に移行していくというふうなことも考えておりますし、今年度につきましても、予算との関係等もございまして、状況を見ながらできるだけ速やかに、また、そういったような方向で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、青田良一君の一般質問を終わります。

次に、9番、樋坂里子君。登壇の上、発言願います。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。まず1点目、町長にお願いいたします。

災害対策についてということであります。2011年3月11日の東日本大震災を機に、国、道、市町村が防災マップの見直しに取り掛かっている状況であります。国の防災計画ができて、それを基に北海道が計画を作り、また、それを基に各市町村が防災計画を立てようとしておりますが、なかなか国や道の計画が発表されず、我が町も防災計画の見直しが、未だ、できていないのではないかと、私は思っております。

そこで私は、防災計画、災害対策の見直しをするにあたり、地中に埋められている水道管や雨水管などの災害対策はどうなっているのか。また、土砂崩れや地すべりの起こりやすい場所などの危険箇所の総点検については、現在どのようにされているのか危惧されているところでありまして、その点検等は定期的に行なわれているのかどうかを、お伺ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今、樋坂議員から災害対策危険箇所総点検ということについてのご質問をいただきました。非常に、災害対策といっても、災害の内容によって、対応によって、それぞれ異なってくるので、非常に大きなくくりの中での質問でございます。ご承知のとおり、いろんな自然災害においては、地震、あるいは豪雨、それから最近関東周辺では竜巻、こういったような風害、雪害も勿論そうでございます。非常にそういった中で災害の種類が多いというか、そういった中でのご質問でございますけれども、おっしゃられているのは、おそらく地震についてですね。要するに土中に入っているものということですから、地震についてのご質問でないかなというふうには実は想定をいたしておりまして、そのことについてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、上水道の施設でございますけれども、これは、本来は西空知広域水道企業団の関係でございますので、せっかくのご質問でございますので、お答えを申し上げますけれども、浄水場、ポンプ場などについては、地震に対しては一定基準の強度が確保されるよう設計されておりますので、耐震基準は満たされております。

また、これらの施設に対する停電時の電源の確保対策などについては、自家発電設備も備えておりまして、設備機器の稼働に必要な電源確保が可能となっております。

また、水道管につきましては、主要管路は耐震化されておりまして、枝管につきましては、まだ、未対応の部分、まだ未整備の部分もあります。現在、老朽化整備事業を実施し、平成27年度までに完了するよう整備を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、地震発生時には災害時の管理マニュアルに従い、被災による施設機能の異常について点検を行うとともに、平常時においても定期的な漏水検査等を実施して、給水の確保に努めているところでございます。

次に、同じ土中に入っているものでございますけれども、公共下水道の施設でございます。主な施設といたしましては、ポンプ施設と管路でございます。下水道施設も上水道施設と同様に、一定規模の地震発生に対応する強度設計が行われており、耐震基準は満たされております。また、送電施設の被災により停電となった場合、中継ポンプが停止し、汚水の圧送が不能となりますが、下水道の管路自体及び貯留槽には一定時間、これは2時間から3時間程度というふうには言われております。汚水を貯留する能力があることを確認しておりますので、発電機を迅速に搬入設置するなどの処置で中継ポンプ施設を再稼働させ、機能回復を図ることといたしてございます。

同様に農業集落排水事業で整備いたしました、大和地区と花月地区の施設でございますけれども、構造的な耐震対策は実施されておりますし、停電対策としても花月地区処理場内には自家発電装置が、大和地区には非常用エンジンポンプが常設されております。

このように地震に対する施設の耐震対策は行われていることから、現在のところ、管路以外のポンプ施設などの主要施設について、平常時における定期的な設備点検を実施し、機能低下が発生しないような維持管理に努めているところでございます。

次に、土砂崩れと地すべりの関係についてのご質問でございますので、この件について、お答えを申し上げたいと思います。

最初に本町での危険箇所について申し上げますと、地すべり等防止法に基づく指定箇所が9箇所と、これは、吉野地区のワッカ、美沢の八十万坪などを含めまして9箇所。急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく、急傾斜地崩壊危険地域が4箇所指定されております。これは、吉野の市街というか、こちらから行きますと国道の右側を含めて4箇所でございます。特に、急傾斜地崩壊危険地域では、居住地に影響のある箇所として、今ほど申し上げましたように、吉野地区が指定されておりますが、北海道が事業主体となりまして、平成5年に対策工事を終えておりますし、その他の箇所は集落や居住地以外の指定となっております。

危険箇所の特定については、明らかに危険な兆候が目視、目で見て確認される場合を除き、土砂崩れや地すべりの発生を予め予測するためには、地層の変位測定などの調査が必要となりますが、調査の対象箇所が広範囲でございますので、莫大な費用と時間を要することから、現実的には大変困難だというふうに思っております。

従いまして、これまでも定期的に道路パトロールに併せ、土砂災害などの未然防止に努めておりますが、地域住民の方々におかれましても、地形などに変化や異常が認められた場合には通報をいただき、早期発見に努め被害の未然防止に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、住民の生命、財産を守り、そして災害の影響による施設機能の障害の発生を最小限に抑えることが施設管理者としての責務であるというふうに考えております。近年の異常気象による集中豪雨や大型台風、いつ発生しても不思議でない地震など、自然災害に備えたまちづくりが重要と考え、平成20年に作成いたしました、新十津川町地域防災計画を今年度中に見直しを行い、災害が発生した場合の適切な対応を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、そのことを含めまして、お願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 災害対策ということで、なんか莫大な内容だということで、まとまったご答弁はいただきました。地震対策ということについても、ある程度の対策はされているようようですし、土砂崩れだとか、地すべり対策などについても、それなりの対応をしているということ。そして、住民の命を守る場所は町であるということをお願いいただきましたので、それは安心をいたしました。

それに、ちょっと通告と外れるかもしれませんが、新十津川は津波の心配ということは一切ありませんが、水害のことにつきましては、川が多い本町にとって大変重要な問題でないかなというふうに、私は思っています。低地に住む者にとっては、どこに避難したらいいのかということが、やはり一番心配だと思います。近くに高い建物が無いとか、それから山だとか、小高い丘に逃げなさいと言っても、そういうところが無いという不安が常日頃私

たちも持っております。

それで、地震後の非難場所としては、各自治会館は大変良いのですけれども、水害による避難場所としては、各自治会館はとても使い物にはならないのではないかと思います。そこで、新しい防災計画、今年中に作るということですが、その中で、水害対策を考えているのかどうか。その点についてお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 冒頭申し上げましたように、被害の災害の発生、種類がいろいろとございまして、今ご指摘のあったように、津波はまったくございせんので、本町は影響ございせんから、先ほど申し上げたような地震、豪雨、それから竜巻、あと風、雪、これが自然災害として、だいたい考えられる災害でないのかなというふうに、実は思っております。

そういった中で、今雨の、豪雨の話でございました。非難場所についてでございますけれども、避難場所につきましては、先ほど申し上げましたように、防災計画の見直しの中で、雨の場合については、豪雨の場合についての避難先については、ここですと。それ以外については、通常避難場所として指定しております各自治会館を利用させていただくということでございます。それに併せまして、避難経路については一番迅速に速やかに避難場所に行けるのかを考えなければなりませんので、そういったことも含めた中で、今回の防災計画の見直しをさせていただくということでございますので、そういった災害が発生した場合は、そのマニュアルに沿って町民の皆さん方が行動していただければ、被害が最小限に食い止めることができると考えております。

災害の場合は、あくまでも公助も必要でございますけれども、やはり、まず第1に自助、そして共助、非難時においては一番求められることだと思っております。それからあとに公助というふうなことになるかと思いますが、その辺のことも町民の皆さん方にご理解を願えればなというふうに思っているしだいでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

はい、9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今の答弁の中で自助、共助、公助という言葉が出てきたのですけれども、家庭では、こういうことがあったらどうしなさいということは、なかなか話し合っていないと私は思うのですけれども。やはり公助として避難経路をきちんと示してもらい、それを各家庭で徹底されるような道筋を行政が示してほしいと思うのです。

私は地盤の低いみどり区に住んでいますから、徳富川や石狩川が氾濫した時には、本当にどこに逃げたらいいかなと住んでいる方、皆さんそれを考えていらっしゃると思うので、先ほど町長が言いましたように、避難経路を分かりやすいように、住民に徹底されるような計画書を作ってください、速やかに皆さんが非難できるようなそういうような計画書を作成していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 町長。

○町長（植田 満君） 先ほど申し上げたようなことでございまして、いろんな災害が発生

した場合には、自分たちがどうやって自分の身を守るかということが一番大事なことであって、その次に、隣の家同士互いに助けたり助け会ったりということでございまして、最終的には公助ということになります。

そのためには、先ほど申し上げましたように、防災計画の見直しの中でも、いろんな非難路のあり方をどうすべきかということについては、しっかりお示しをできるというふうに考えてございますので、そういった中で迅速に非難をしていただいて、しっかりと身を守っていただくことになると思っております。

それと同時に、防災マスター、今年度もいろいろと活動を展開していただくことになってございます。そういった方々が、各行政区に率先してそういったようなことで取り組んでいただけることが、非常にまちとしても有難いのかなというふうに、実は考えております。もうすでに二十数名おられまして、特に市街地というか中央地区に居住されている方が多いのですけれども、各地域に何人かずつでも率先して資格を取っていただいて地域で活躍していただければ、大変有難いなというふうに実は思っております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それでは、次の質問に入ってください。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 2点目について、学校のPTA会費の使われ方についてということで、PTA会費の詳細を伺いたいということなのですが。

ある新聞に学校のPTA会費が、学校の運営費等に流用されているという記事が載っております。私は、本町の小中学校ではそんなことは無いと思っておりますが、この機会に、町民も学校のPTA会費について知っていた方が良いのではないかとということで、質問をいたしました。小中学校のPTA会費の金額はいくらで、どのように使われているのかということについて、ご答弁願いたいと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） それでは、9番議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思いません。

始めに、町内にあります小学校、中学校、そして農業高校のPTA組織の連携と共通する教育課題の解決と、まちの教育の振興を図るために組織されております、新十津川町PTA連合会につきましては、必要な負担金の予算を議決いただき、教育委員会としても連携を密にしているところでございますけれども、今ほどご質問のありました学校PTA、それぞれの学校におけるPTAの使い方ということのご質問でありますけれども、念のため申し上げますが、学校ごとに保護者と教職員で組織されております教育関係団体ということをご理解していただければというふうに思っております。

ちなみに小学校のPTA組織の目的につきましては、父母と教師が協力して、学校教育の充実発展並びに家庭と学校と地域における青少年の健全育成を図ることとし、会則をもとに

保護者と教職員の会費をもって、P T A独自の年間事業を実施をしているところがございます。

従いまして、町としては、教育委員会としても同じでありますけれども、関与するところではありませんけれども、今回、学校から会計執行の内容を聴取いたしましたので、その資料に基づき、お答えをさせていただきたいというふうに思っております。

各学校のP T A活動経費につきましては、年会費でまかなわれておりまして、新小においては1戸3,200円。新中においては1戸2千円という年会費でまかなわれてございます。新小の総体の1年間の予算は、約150万円ということになっております。それぞれ必要な年間の、P T Aの役員で事業計画が立てられているということございまして、その事業計画の下に必要な予算も組まれているところでございます。そしてその予算については、適正に、当然経費を執行されているところでありまして、年度決算の監査につきましても、それぞれP T A役員の監査がございますので、毎年、諸帳簿等を確認し、総会の席においてP T Aの趣旨に則り適正に執行されている旨、監査報告をし、承認をされているということでもありますので、まず、この点ご理解と今の内容をご承知いただきたいというふうに思っております。

ご心配の他市町で指摘されている小中学校P T A会計における不適切な使途の事例につきましては、一切ありませんので、ご安心いただければというふうに思っております。

また、町が学校全体の役割に必要な経費に対して負担すべきものにつきましては、P T Aに頼ることなく、全てまちの予算において計上し、議員各位の理解をいただき議決をいただいているところでもありますので、学校の予算については、すべて町の予算で対応しているということもご承知かと思っておりますので、そのことを申し上げ、9番議員さんに対する質問の答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今、教育長のご答弁をいただきまして、不適切が一切ないということで安心をいたしました。これで町民も納得いくのではないかと思います。

そこで、私は義務教育は無償ということが昔から言われておりまして、今もそういうふうには言われているのですけれども、今のP T A会費を含めまして、P T A会費、生徒会費、それから部活活動振興費、教材費、それから給食費などを入れますと、年間生徒1人当たり6万4千円から7万1千円の父母負担があるわけです。これについては、親も大変だとは思っていますし、P T A会費をはじめとする父母負担を軽減するために、町からいくらかお金は出しているのですけれども、そちらの方にも、もう少し軽減されるように目を向けて欲しいなと私は思っています。その点について6万4千円や7万1千円が適切なのか、安いと思っているのか、高いと思っているのかという点をお聞きします。

それから就学援助費について、以前にも質問しましたが、国や道からはある程度P T A会費や生徒会費とかを就学援助費として支払いなさいということで、国から各市町村に文書が下りてきているという事でした。新十津川町は、近隣の町村の様子を見ながらそれを決めますというご答弁だったと思うのですけれども、それもやはり国からもらっているお金をそつ

ちに払わないということは、やっぱり規則違反でないかなというふうに私は思いますので、是非、新十津川町も払うものは払うというふうにならないのかどうか。お聞きしたいと思います。この2点についてお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁をお願いいたします。

教育長。

○教育長（熊田義信君） それでは再質問にお答えをしたいと思います。それでは子供を育てる上では、保護者は子供のために必要な学用品をはじめ、今ほど9番議員さん言われたとおり、年間相当の金額が子供にかかっているのは事実だと思います。今ほど言われたほかに、さらに滝川の塾に行かれていますお子さんもおりますので、それを考えると先ほど言った額よりも多額のお金が子供にかかっているのも承知をしております。それは、各家庭の子供の活動に差がありますので、すべてがそうではありませんけれども、それは、当然我が子を育てる上で必要な教育支援、教育材料ということでもありますから、親の責務の中で当然親が負担すべきものだというふうに私は理解をしております。ちょっと話はずれるかもしれませんが、教科書が今完全無料化になっているのはご承知のとおりだと思います。教科書が無料化になって今年が60年になるのです。60年ではなくて50年ですね。失礼しました。50年になってございます。ですからそれ以前は、当然昔の人は教科書を購入していましたけれども、この50年間は文科省でちゃんと負担をしていただける環境になっていることが、国の施策の中で対応している状況かと思えます。

それと、就学援助費の関係であります。予算特別委員会の時にも9番議員から質問があって、先ほど内容についてはほぼ同じことで私の方からお答えをさせていただいたとおりであります。その後、中空知の次課長会議の中で、そういう共通話題で意見調整をしますということでお話をさせていただいたと思えますけれども、その後、一度、今年に入ってから、次課長会議があり、うちの次長から管内の状況を確認し、ある程度歩調を合わせていただきたいと。いわゆる転入、転出があったときに、うちの町と隣の町で違ってはそれぞれ困るということもあって、お互いにバランスをとっていくことが必要であろうということで、お答えをし、そのように打ち合わせをさせていただいております。中空知の状況は、2つの町だけがそういう就学援助費の中で、対応しているという状況になってございます。今年度については、既にそれぞれの町の予算も執行されておりますし、今年度はそういうことにはなりませんけれども、今後、来年になるのか再来年になるのか分かりませんが、足並みが揃えば対応していきたいと思っております。それも、国の文科省の補助はごくわずかであるということも認識をさせていただいて、ほとんどが、それぞれの自治体の負担で対応しなければならないという実態にもなっておりますので、ほとんどが町費でまかなわれている状態になっているということも勘案しながら、近隣の市町村とも連携をして今後の対応を継続して考えていくという状況になっております。以上、再質問の回答とさせていただきたいと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

はい。

○9番（樋坂里子君） 今答弁いただきました質問で、今後、来年になるか再来年になるか

分りませんということですが、是非、前向きに検討していただければということをお伝えして質問を終わります。

- 議長（長谷川秀樹君） 以上で、樋坂里子君の一般質問を終わります。
これをもちまして、一般質問を終了いたします。
暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

<演題撤去>

-
- 議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。
-

◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第7、請願第1号、けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める請願を議題といたします。

紹介議員であります後木幸里君より、提案理由並びに内容の説明を求めます。

8番、後木幸里君。

〔8番 後木幸里君登壇〕

- 8番（後木幸里君）

〔説明の記載省略〕

- 議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。
お諮りいたします。

本件につきましては、新十津川町議会会議規則第92条第1項の規定によりまして、所管の総務民生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって請願第1号、けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める請願は、総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願第2号の上程、説明、委員会付託

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第8、請願第2号、地方財政の充実・強化を求める請願を議題といたします。

紹介議員であります後木幸里君より、提案理由並びに内容の説明を求めます。

8番、後木幸里君。

〔8番 後木幸里君登壇〕

- 8番（後木幸里君）

〔説明の記載省略〕

- 議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。
お諮りいたします。

本件につきましても、新十津川町議会会議規則第92条第1項の規定によりまして、所管の総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって請願第2号、地方財政の充実・強化を求める請願は、総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

◎請願第3号の上程、説明、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、請願第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願を議題といたします。

紹介議員であります後木幸里君より、提案理由並びに内容の説明を求めます。

8番、後木幸里君。

〔8番 後木幸里君登壇〕

○8番（後木幸里君）

〔説明の記載省略〕

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件につきましても、新十津川町議会会議規則第92条第1項の規定によりまして、所管の経済文教常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって請願第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願は、経済文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願第4号の上程、説明、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、請願第4号、道教委、新たな高校教育に関する指針の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願を議題といたします。

紹介議員であります後木幸里君より、提案理由並びに内容の説明を求めます。

8番、後木幸里君。

〔8番 後木幸里君登壇〕

○8番（後木幸里君）

〔説明の記載省略〕

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件につきましても、新十津川町議会会議規則第92条第1項の規定によりまして、所管の

経済文教常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって請願第4号、道教委、新たな高校教育に関する指針の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願は、経済文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

◎請願第5号の上程、説明、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、請願第5号、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める請願を議題といたします。

紹介議員であります後木幸里君より、提案理由並びに内容の説明を求めます。

8番、後木幸里君。

〔8番 後木幸里君登壇〕

○8番（後木幸里君）

〔説明の記載省略〕

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件につきましても、新十津川町議会会議規則第92条第1項の規定によりまして、所管の経済文教常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって請願第5号、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める請願は、経済文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

これより2時45分まで休憩といたします。

（午後2時30分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後2時45分）

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告並びに説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別

紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告をいたします。

専決第2号、専決処分書。物損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成24年6月1日。

1といたしまして、事故発生日時、平成24年4月26日、午前11時00分ころ。2、事故発生場所、新十津川町字中央83番地20地先。3、相手方、【個人名】。4、事故の概要、上記場所に設置されていた交通安全旗の鉄パイプ製の旗竿が、強風により上記場所に駐車していた相手方所有の軽自動車方向に倒れ、当該車両の左ドア部及び左後部ピラーを破損させたものであります。5、損害賠償額、11万5,763円。以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告並びに説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） こういう損害賠償は、保険が適用になるのか。それとも、町独自のお金で払うのか。その点について、お聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） それでは、私の方から9番議員さんのご質疑にお答えいたします。この件につきましては、町が加入しております総合賠償保険で適用となりましたので、現在その手続きを進めているところでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第1号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、報告第2号、平成23年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の報告を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました報告第2号、平成23年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告をするというものでございます。

なお、内容の説明につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認たまわりますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） それでは、ただいま上程いただきました報告第2号、平成23年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、内容の説明を申し上げます。

総額8,835万1千円の繰越明許予算措置につきましては、第1回定例会で議決をいただいておりますが、繰り越された事業につきましては、順次、発注、着手しておりますので、執行状況を含めて申し上げます。

はじめに、2款総務費、1項総務管理費、森林総合研究所分収造林事業、金額2,691万円、翌年度繰越額789万1千円、未収入特定財源、その他特定財源で789万1千円です。この事業は、奥トップの分収造林で地拵えと下刈りを行うもので、今月末に工事入札を行う予定であります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費で、5事業すべて基盤整備事業等の繰越事業分でございます。事業主体は北海道となりますので、進捗状況を確認したところ、最後の新十津川地区水利施設整備事業が7月に発注予定となっておりますが、ほかの4事業につきましては4月に発注済となっております。

最初に、花月第2地区経営体育成基盤整備事業、金額399万9千円、翌年度繰越額5万2千円、未収入特定財源、国道支出金2万6千円、一般財源2万6千円です。新北部地区経営体育成基盤整備事業、金額1,884万1千円、翌年度繰越額1,618万9千円、未収入特定財源、国道支出金798万9千円、町債800万円、一般財源20万円です。新南部地区経営体育成基盤整備事業、金額827万9千円、翌年度繰越額721万9千円、未収入特定財源、国道支出金341万9千円、町債360万円、一般財源20万円です。新西部地区経営体育成基盤整備事業、金額851万7千円、翌年度繰越額784万円、未収入特定財源、国道支出金374万円、町債390万円、一般財源20万円です。最後に、新十津川地区水利施設整備事業、金額906万円、翌年度繰越額776万円、未収入特定財源、国道支出金386万円、町債380万円、一般財源10万円です。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、道路側溝整備事業、金額3,330万円、翌年度繰越額3,330万円、未収入特定財源、国道支出金1,815万円、町債1,480万円、一般財源35万円です。この事業につきましては、農業体質強化基盤整備促進事業によりまして、老朽化した水利施設の更新をするもので、今月末から順次発注していく予定でございます。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設現年度災害復旧事業、金額6,859万5千円、翌年度繰越額810万円、未収入特定財源、国道支出金640万円、町債160万円、一般財源10万円です。この事業につきましては、平成23年9月豪雨により発生した道路災2路線分の復旧事業でありまして、すでに工事発注をいたしております。

合計いたしまして金額1億7,750万1千円、翌年度繰越額8,835万1千円、未収入特定財源、

国道支出金4,358万4千円、町債3,570万円、その他特定財源789万1千円、一般財源117万6千円でございます。

以上、繰越計算書の内容を申し上げました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第2号、平成23年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、報告第3号、新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

内容の報告を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました報告第3号、新十津川総合振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、新十津川総合振興公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告をするということでございまして、内容につきましては、副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認たまわりますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは報告第3号、新十津川総合振興公社の平成23年度第39期の経営状況について内容を説明いたします。なお、5月30日、総合振興公社の取締役会等で認定が終わっております。主な決算数字を申し上げます。お手元の事業報告書の7ページをお開き願います。

損益計算書であります。主なものだけ申し上げます。営業損益の部で売上で合計額については①と載っておりますけれど、23年度については2億454万6,847円ということで、22年度、昨年については2億879万円でありましたから、少し落ちたということで、これらについては、加工事業それから宿泊施設事業が少し落ちてございます。

販売費、経費の方でありますけれど②の方となります。販売費の計については1億9,995

万5,377円。売上から販売費を引いた売上総利益については459万1,470円となります。各事業ごとの内容については、下の欄に事業ごとの収益を記載いたしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

その他の経費ということで、一般管理費、それから貸倒れ引当金繰入を入れまして、その経費が207万8,354円ですので、459万1,470円から差し引きをいたした251万3,116円が営業利益ということで、22年度については663万3,554円ということでしたので、利益的には落ちておるといってございます。

これに営業外利益マイナスの8,782円を引きました経常利益は250万4,334円ということで、それから法人税等、国、道、町の税でありますけれど、66万9,600円を引きますと188万9,734円が23年度の純利益ということになります。

8ページにその剰余金の処分に関する資料、8ページの下の方に載せてございます。当期利益188万9,734円に、前年度までの繰越利益剰余金863万2,086円を足しまして、1,052万1,820円が次年度に繰り越しをする利益剰余金ということになります。

6ページに戻っていただきますと、貸借対照表がございます。3月31日時点での体力といえますか、資産負債の状況でございます。負債の部の短期借入れ金2,500万円については、町から運転資金といえますか、運営資金として借り受けして、年度末に町の方には返済をしているものでございます。

そこで、右側の下の方の純資産の部、資本金1千万円。それから先ほど申し上げました利益剰余金1,052万1,820円を足しますと、純資産合計については2,052万1,820円となっております。繰越利益剰余金は少しずつ減ってきておりますけれど、これまでは貸倒れ引当金や退職手当引当金など、各種引当金を積んでおりませんが、今後については、対応を考えていかなきゃならんと、そのように考えております。以上、内容の説明といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） 報告をお聞きして、一定の儲けが出たという内容だったというふうに思いますが、基本的な問題で恐縮なんですけども、この形を今町長として、ずうっとこの部門を続けていこうという意思をお持ちなのか、どっかで儲かった段階で民間に譲り受けて、こういったノウハウを繋いでいこうというお考えなのか。そういう点について、私どもが聞くのがいいのか、どこが聞くのがいいのか、ちょっとわからないのですけれども、もし差支えが無ければお聞かせいただきたいなと思っております。

それと併せまして、若い人も何人かお入りになって働いている姿を見せていただいておりますけども、あの方々がお辞めになるときに一定の退職金を払うとか、そういう普通の会社のようなといえますか、これをきちっと確立していきながら、私は、まちの産業の振興等の一翼を担うのであれば、優秀な人間をかき集めるという表現はおかしいかもしれませんが、きちっと雇い入れまして、もっと利益なり、なんなりが出るような形での工夫が必要かなと

いうふうに思うのですね。

一つの企業として考えていくと、このくらいの儲けで果たしてずっと続けていくだけのものかなというくらいの儲けしか出ていないような感じがするのですよね。そこにひと工夫とか、ふた工夫することによって、総合振興公社そのものの資本力をつけて、雇用とかそういう部分にまでも考えていけるようになるのではないかなと思えてならないのですよね。

このくらいの儲けで推移するのであれば、赤字を出さないうちに民間に手放すような方向性を考えていった方が、まちのためになるような感じがするのです。その辺の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 二つご質問があったかと思いますが、今後とも今の形態を続けていくのかどうかということと、こういった状況の中で、今後とも規模を拡大していくのかどうかということだと思っております。

これまでも、この総合振興公社の発足の目的というのは特産品の開発。我がまちは素晴らしい特産品が、いろんな形の中で生産されているわけでございまして、そういった中で特産品の開発を行なってはということで総合振興公社が、その窓口となって今日まで実施をしてきたということでございまして、そういった観点からいたしますと、これからもそういう方向で進めていこうというふうな考え方、実は、職員の方もプロパー職員がいるわけでございまして、これまでも職員の皆様方の努力によって、今年度もこういった決算上プラスに生じたということでございますから、そういった面では今後も、そういった形の中で、より努力をしていただきながら進めていこうということでございまして、例えば、行政報告でも申し上げましたように、トマトケチャップも今年度開発し、すでに売り出しているわけでございまして、そういったようなことが結果として出ているわけでございますから、今後ともそういう方向で進めて行く。利益額については、非常に少ないといえ少いのかもしれませんが、それは別といたしまして、こういう状況下の中で進めているということですから、今後もそういった方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

さらに、公社の営業の拡大というか、そういったようなことでございますけれども、この件につきましては、一挙にはいきませんが、そういった中で徐々に状況を見極めながら、今の推移を保ち、そして尚且つ、伸ばせるところについては伸ばしていくといったようなことで考えているとございます。

いずれにいたしましても、総合振興公社も過去にマイナスの状況下もあったわけでございまして、いろんな自助努力をした結果、こういったようなことで経営がなされているということでございますので、そのようなことをご理解を願いたいというふうに思っているしだいでございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑はございませんか。

はい、7番、長名實君。

○7番（長名 實君） トータル的にはプラスということで結構なのですが、今ほど今後も続けていくという町長のお話でございます。それで、中にはマイナスの部分もございます。そして、このマイナスの部門をそのまま続けるのか、今後はこう変えるという戦略的なものがあるのか、もしそういう対策を考えているならば、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

はい、副町長。

○副町長（佐川 純君） それではお答えをいたします。先ほど細かく申し上げませんでした。赤字の分、特に、加工部門については、23年度については300万円の赤字になってございます。ただ、その年のどうしても作物の状況によって原料の買い入れが足りなかったり、そういうこともあってこのようになってるわけですけど、一つだけ申し上げますと、メロンだけの話をすれば、原料で買い入れは約30トン、35トンくらいあるかと思えます。これは、町内の農家の皆さんからメロンの原料を買い入れて、それを加工して出荷するということがあります。ですから、単に赤字だけをもって、その部門を今後廃止するということにはならないとだけ述べさせていただきます。やはり町長が先ほど申し上げましたとおり、公社の目的というものがありますから、農業関係の所得の向上だったり、転作絡みの作付けの関係なり、そういうこともあって単に赤字が出たからやめるというものではないということです。ただ、公社は株式会社でありますから、当然、赤字は赤字として決算に出てきますから24年度についての対策はどうするのかということについては、当然、取締役会でもお話をし、議論をさせていただいて、今後の対応や取組みについては、しっかりやっつけようということで役員に申し上げております。加工メロンについては、非常に需要は多いのですけれども、残念ながら町内農家からの量がちょっと足りないのが現状で、その年によっては歩留りと言っているのですけれども、メロンを果肉にしたときに、やはり良い物と悪い物の中では、どうしても果肉にした場合の歩留りが低くて、本来55パーセント程度あれば良いのですが、去年は50パーセントくらいなのですね。扱う量が量ですので金額に直すと相当な金額に跳ね返るというのがありますから、そういう面では、残念な結果になってしまったということです。今後、農協としっかり協議したいと考えております。また、メロンだけでなく、トマトについても、キャロルセブンについては、農協から規格外を買って、加工センターで処理をして学校給食やあるいはケチャップを作って、農産物のPRといいますか、底上げになれば良いという目的でもやっておりますので、なるべく赤字にならないようにやっていきたいというふうに戦略を考えながらやっていきたいと思っています。

以上であります。青田議員の質問の中で、職員の退職手当の話がありましたので、少し詳しく説明させていただきます。振興公社のプロパー職員は現在6名おります。その職員については、国家公務員の行政職2という給料表を使っております。その給料表は初任給基準など少し低いですが、その給料表に基づいて、給料、手当を支給しています。それから退職金については、中小企業退職手当組合、俗に中退共といっているのですけれども、それに加入をいたしまして掛けております。それから、退職手当の基準については公社独自の基準を作っております。今申し上げました中退共から出る部分と、規則、規定で決めた分の差

額については、その年度の経費で支出をしてございます。

ここの平成24年度の表には出ておりませんが、22年度と23年度について一人ずつ退職が出ておりますから、その場合、退職手当をその年度の経費として支出しております。それについては公務員並みとはいきませんが、少し低いですが、独自の退職手当規定を作って、しっかりと対応をさせていただいております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑はございませんか。

1番、安中経人君。

○1番（安中経人君） 今副町長の説明の中で、退職時の積み立てをやっているということであれば、貸借対照表の中に、退職手当引当金が資産の方に入っていないわけで、例えば振興公社を整理するときには重要な問題になってきますので、そういう人件費がなぜ、ここで書き出していないのか、その辺についてお伺いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（佐川 純君） それではお答えをいたします。引当金については、会社法が改正になって、以前までは退職手当引当金のように積み立てして、その退職金を支給するときに経費として落とすという時がありましたが、現在は、引当金を積むとなると、税を引いた残りの利益の中から引当金を積むということになりますから、正確に言うと毎年少しずつ積んでも積まなくて同じということがいえるかと思えます。法的に積まなければいけないというものでもなくて、支払ったその年度に経費として処理されるというものになってございます。引当金の中にも法的に貸倒引当金のように、売り上げの何パーセントは貸倒引当とするというものもありますが、ここに積んでないから退職金は出さないということではなくて、積み立てをせずに、単年度の経費としてこれまでは支出してまいりました。

そこで、私が先ほど申し上げましたのは、1千万円の繰越利益については、ただ繰り越しをするのではなくて、例えば退職手当に充当しますとか、今後、その使い道を明確に決めた方がよい時期かなと考えております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 1番、安中経人君。

○1番（安中経人君） 退職引当金、退職掛け金を払っているということは、その時点では支出行為があって、引当金として費用としてみるべきものというふうに思うわけです。あるいは、赤字のときは積まないのか、積むのかということだけでも、先ほどの中退共に入っているということになれば、一定の比率でもって事業主側が負担をしているということになれば、必ずどこかで支出がされているはずなのですね。それは、利益剰余金の中からパーセンテージで積むのではなくて、費用としてみるのが私は正しいのではないかなと伺ったわけなんですよね。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（佐川 純君） 先ほど申し上げました中退共の掛け金については、当然、経費でありまして、これは、その月々一人ひとりが掛けておりますから、その分は当然経費として、

毎年計上しております。それで、退職金の出し方としては、中退共に積んでいる分については、振興公社を経由せず中退共から直接本人に支払われます。

そこで、私が申し上げたのは、中退共から出される退職金の額があまりにも少ないものですから、公社独自に退職金の額を決めて、その差額については、経費として別に出さなければならないものですから、今後、利益の中から、引当金のように積み立てても必要ではないかということを検討しているということでございます。そもそも中退共の掛け金は、小額なものとなっておりますから、退職時における退職金が少なく、公社独自の退職手当規定を作って支出したいということで、二重的な支出の方法になっておりますので説明させていただきました。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑はございませんか。

はい、8番、後木幸里君。

○8番（後木幸里君） 総合振興公社は、総合的な中での事業でありますから、赤字の部分はあっても、それはその事情によってやむを得ないと。総合的に赤字にならなければ私はいんでないのかなど。そして、町内における計り知れない利益がある。例えば、農家の人に還元されるメロンやトマトの規格外の買い取り部分は、表や数字には出てきませんし、その数字に出てこないいろんな良い利益みたいなものがあるというふうに私は思っております。今後、益々、振興公社の事業を通じて、新十津川ならではの何か全国的にでも道内的でも、消費者に注目されるような物の開発に力を入れてもらって、それが新十津川全体の農業の底上げになるようなことも、絶えず念頭においてご努力を願いたいなど。そんなふうに思いますので、今後、頑張ってやっていただきたい。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第3号、新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、議案第30号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第30号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について。

新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を定めるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、住民課長より説明を申し上げますので、よろしく審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 小林 透君登壇〕

○住民課長（小林 透君） それでは議案第30号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。お手元の新旧対照表も併せてご参照願いたいと思います。

今回の改正につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。東日本大震災で被災された方の負担の軽減を図るというものでございます。

改正内容につきましては、国民健康保険税の所得割などを算定する際の譲渡所得に係る居住用財産の課税の特例につきまして、東日本大震災により住居用の家屋が滅失した場合、その敷地に係る譲渡期限を現行、3年でございますが、3年から震災のあった日から7年を経過する日の属する年の12月31日まで延長するというものでございます。

また、改正条例の附則についてでございますが、この改正は、公布の日から施行するものでありまして、平成24年度以後の年度分の国保税について適用することを規定してございます。

以上、新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましての、内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第30号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第31号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、議案第31号、新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第31号、新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町印鑑条例の一部改正について。

新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町印鑑条例の一部を改正する条例を、次のように定めるといたしまして、1ページめくっていただきますと、提案理由でございます。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行による、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、これらの条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては同様に、住民課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 小林 透君登壇〕

○住民課長（小林 透君） それでは議案第31号、新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町印鑑条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。お手元の新旧対照表も併せてご参照願いたいと思います。

今回の改正につきましては、国内在住の外国人に対する外国人登録法が廃止され、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとなりますため、これに係る手数料徴収条例と印鑑条例の一部を改正するものであります。

議案の改正条例の第1条につきましてですが、これは、手数料徴収条例の改正部分を示してございます。新旧対照表をご参照いただきたいと思います。外国人登録に関する証明に係る手数料の規定を削除しております。

議案の改正条例の第2条は、印鑑条例の改正部分を示してございます。新旧対照表をご覧くださいますと、印鑑条例の第2条、第8条、第10条および第11条、それぞれで外国人登録法に係る部分を削りまして、その上で、項番号の修正などを行っております。

また、印鑑条例改正案の第11条第1号と第2号にあります通称につきましてですが、社会生活で通用している日本語で表記された呼び名でございまして、今回、住民基本台帳の表示項目となったことにより加えられたものでございます。

以上、新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町印鑑条例の一部を改正する条例の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第31号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、議案第32号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第32号、新十津川町税条例の一部改正について。

新十津川町税条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

提案理由でございます。地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては同様に住民課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 小林 透君登壇〕

○住民課長（小林 透君） それでは議案第32号、新十津川町税条例の一部改正について内容のご説明を申し上げます。お手元の新旧対照表も併せてご参照願いたいと思います。

改正内容につきましては、提案理由にありますとおり公的年金等に係る所得以外に所得がない寡婦の方が、町民税における寡婦控除を受けようとする場合に、申告書の提出が必要であったものを、今回の改正によって申告をしなくてもよいとするため、条文から寡婦控除額の文言を削除するものでございます。

また、改正条例の附則についてですが、この改正は平成26年1月1日から施行するものでありまして、平成26年度以後の年度分の個人住民税について適用することを規定してございます。

以上、新十津川町税条例の一部を改正する条例についての、内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第32号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第33号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、議案第33号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第33号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）でございます。

平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,153万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億5,446万7千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

内容につきましては副町長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） 上程いただきました議案第33号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）となります。この内容の説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括、歳入。補正のある款のみ申し上げます。

13款、分担金及び負担金。補正額1,842万9千円、計5,859万9千円。

15款、国庫支出金。補正額520万円、計2億9,828万3千円。

16款、道支出金。補正額2,133万円、計3億5,170万4千円。

19款、繰入金。補正額1億377万3千円、計1億7,950万2千円。

22款、町債。補正額280万円、計5億2,830万円。

歳入合計、補正額1億5,153万2千円、計53億5,446万7千円。

続きまして8ページ、歳出であります。

2款、総務費。補正額2,410万9千円、計3億5,522万6千円。財源内訳、国道支出金8万円、その他財源1,842万9千円、一般財源560万円。

6款、農林水産業費。補正額2,231万3千円、計3億4,525万5千円。財源内訳、国道支出金2,125万円、一般財源106万3千円。

7款、商工費。補正額471万2千円、計1億7,964万8千円。財源内訳、一般財源で471万2千円であります。

8款、土木費。補正額800万円、計5億3,412万1千円。財源内訳、国道支出金520万円、地方債280万円。

10款、教育費。補正額99万8千円、計6億1,564万5千円。財源内訳、一般財源99万8千円であります。

12款、公債費。補正額9,140万円、計9億9,990万1千円。財源内訳、一般財源9,140万円であります。

歳出合計、補正額1億5,153万2千円、計53億5,446万7千円。財源内訳、国道支出金2,653万円、地方債280万円、その他財源1,842万9千円、一般財源1億377万3千円であります。

次に、地方債の補正を説明いたします。6ページに戻っていただきたいと思います。

第2表、地方債補正。変更であります。

起債の目的、西2線道路改良事業債。補正前の限度額4,350万円。補正後限度額4,630万円です。起債の方法、利率、償還の方法については、変わりはありません。事業の内容については、歳出で説明をいたします。

次に、19、20ページをお開き願います。歳出の内容を申し上げます。

2款1項3目財産管理費。補正額357万円、計1億5,475万3千円。財源内訳、一般財源357万円です。内容を申し上げます。6番、電子機器管理事務357万円。これは、現在使っております役場施設内電子機器で、バックアップ用として使用しておりましたサーバーが故障のため、この代替機の購入及び町内グループウェア用サーバー等の整備を行なうものでございます。

6目交通安全対策費。補正額203万円、計4,732万4千円。財源内訳、一般財源203万円。内容を申し上げます。1番、交通安全施設整備事業158万円。これは、本年に入り2月、それから4月と本町での死亡事故が続いたことから、交通安全啓発看板の設置に向けての経費でございます。場所については、国道275号と南7号交差点であります。土地の所有者から土地等の寄贈を受けたことによるものであります。建物の解体費と看板の設計費を計上しております。工事費については、9月定例会で補正をいたしたいと考えております。6番、新十津川町安全安心推進協会負担金45万円。これも高齢者の事故が多いことから、安全安心推進協会が障害者、高齢者対策として交通安全教室等の開催のほか、夜光反射材の配布を実施することとなったことから、その夜光反射材購入費分を負担するものでございます。

7目町有林造成管理費。補正額1,842万9千円、計2,988万5千円。財源内訳、その他財源1,842万9千円です。これは、森林総合研究所分収造林事業負担金でございます。内容を申し上げます。2番、森林総合研究所分収造林事業1,842万9千円。これは、このたび分収造林事業として認められましたので計上するものでございます。内容については、奥トップ団地5ヘクタールの地拵えと秋の新植分経費と、その他に、幌加富士形山でありますけれど、49ヘクタールの保育間伐の工事費でございます。これで、奥トップの新植計画については、この事業で終了となります。

2款5項1目統計調査費。補正額8万円、計28万2千円。財源内訳、国道支出金8万円。これについては、経済センサス委託金でございます。内容を申し上げます。4番、経済センサス事業8万円。これについては、道の委託金が決定したことによるものでございます。

続きまして、21ページ、22ページとなります。

6款2項1目林業振興費。補正額2,231万3千円、計4,426万1千円。財源内訳、国道支出金2,125万円。これは道の北海道森林整備加速化・林業再生事業補助金でございます。その他に一般財源106万3千円です。内容を申し上げます。14番、北海道森林整備加速化・林業再生事業2,231万3千円です。これは、震災復興のための木材安定供給等の対策事業で、木材供給のため、私有林内に林業専用道を新設するものであります。場所については、土寸から福井谷間の山林でございます。工事は3年計画で計画延長については4,250メ

ートル、本年については設計委託料分の計上でございます。

続きまして、23ページとなります。

7款1項2目観光振興費。補正額471万2千円、計6,113万8千円。財源内訳、一般財源471万2千円であります。内容を申し上げます。16番、ふるさと温泉維持管理交付金471万2千円。これについては、平成23年度分のふるさと温泉に係る諸経費が確定したことから、計算方式に基づく額の不足分を補正するものでございます。

続きまして、25、26ページとなります。

8款2項2目道路新設改良費。補正額800万円、計1億5,570万円。財源内訳、国道支出金520万円。地方債280万円であります。国道支出金については、国の社会資本整備総合交付金520万円。地方債については、西2線道路改良事業債280万円でございます。内容を申し上げます。1番、道路整備事業800万円。これについては、西2線の改築舗装工事の交付金の事業費確定による工事費の増額でございます。改築工事850メートルを900メートルに、また、舗装仕上げを300メートルを追加するものでございます。

続きまして、27、28ページとなります。

10款3項1目学校管理費。補正額99万8千円、計3億567万円。財源内訳、一般財源で99万8千円あります。内容を申し上げます。1番、中学校校舎等維持管理事業99万8千円。これについては、経年により故障した水中式屋内消火栓ポンプの取替えに要した費用分を補正するものでございます。

続きまして、29、30ページとなります。

12款1項1目元金。補正額9,140万円、計9億862万4千円。財源内訳、一般財源で9,140万円あります。内容を申し上げます。1番、地方債償還元金9,140万円。これについては、平成23年度過疎債のソフト事業分を繰上償還するものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますよう、お願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第33号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第34号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第19、議案第34号、平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第34号、平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるということでございまして、内容につきましては、同様に副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは議案第34号、平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容の説明を申し上げます。

3ページ、4ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括。歳入。補正のある款のみ申し上げます。

1款、国民健康保険税。補正額減額2,100万2千円。計2億4,718万2千円。

3款、繰入金。補正額2,100万2千円、計1億758万4千円。

これについては、財源の更生であります。平成23年の所得の確定に伴い、税額を算出したところ、被保険者数の減少などにより予算額に満たないことから、基金より繰り入れ対応するものでございます。

歳入合計は変わりありません。

4ページ、歳出についての補正もございません。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますよう、お願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第34号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第35号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第20、議案第35号、空知教育センター組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第35号、空知教育センター組合規約の変更について。

空知教育センター組合規約の一部を次のように変更するということでございまして、提案理由でございます。

地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては教育次長より申し上げますので、よろしくご審議の上、

議決たまわりたくお願いを申し上げます

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。
引き続き、内容の説明を求めます。
教育次長。

〔教育次長 加藤健次君登壇〕

○教育次長（加藤健次君） それではただいま上程いただきました議案第35号、空知教育センター組合規約の変更について、内容説明を申し上げます。お手元の新旧対照表を併せてご参照いただきたいと思います。

本規約変更は、空知教育センター組合の事務所移転に伴い、現行の滝川市緑町3丁目6番21号から、滝川市文京町4丁目1番1号に改めるものであります。

附則の変更につきましては、第15条第2項第1号の規定にかかわらず、現行規約の附則に第2号を加え、解体経費を、平成25年4月1日から平成31年3月31日までの6年間で負担できるように運行したいものであります。

第1号では、滝川市の負担金の割合を第4条第1号の事務に関する経費から、現行施設の解体費を控除した額について2分の1とするものであります。

次に、第2号につきましては、滝川市以外の組合構成市町の負担金の割合を、第4条第1号の事務に関する経費の2分の1の従前に加え、解体経費について負担の割合を変更しようとするものであります。

なお、規約変更の施行期日につきましては、施行の日から施行いたします。

以上で、空知教育センター組合規約の変更についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議たまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第35号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、14日は議案調査のため休会となっております。

15日は午前10時より開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで散会といたします。どうもご苦労さまでした。

（午後3時55分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第2回新十津川町議会定例会

平成24年6月15日（金曜日）
午前10時開議

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 委員会報告第1号 総務民生常任委員会審査報告（請願第1号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める請願）
- 第3 委員会報告第2号 総務民生常任委員会審査報告（請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願）
- 第4 委員会報告第3号 経済文教常任委員会審査報告（請願第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願）
- 第5 委員会報告第4号 経済文教常任委員会審査報告（請願第4号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願）
- 第6 委員会報告第5号 経済文教常任委員会審査報告（請願第5号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める請願）
- 第7 議案第30号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第8 議案第31号 新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町印鑑条例の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第9 議案第32号 新十津川町税条例の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第10 議案第33号 平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）（質疑、討論、採決）
- 第11 議案第34号 平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（質疑、討論、採決）
- 第12 議案第35号 空知教育センター組合規約の変更について（質疑、討論、採決）
- 第13 議案第36号 動産（物品）の取得について（説明、質疑、討論、採決）
- 第14 議案第37号 工事請負契約の締結について（説明、質疑、討論、採決）
- 第15 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について（説明、質疑、討論、採決）
- 第16 発議第1号 特別委員会の設置について（説明、質疑、討論、採決）
- 第17 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書（説明、質疑、討論、採決）
- 第18 意見書案第2号 2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（説明、質疑、討論、採決）
- 第19 意見書案第3号 北海道教育委員会が定めた『新たな高校教育に関する指針』の見

直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める
意見書（説明、質疑、討論、採決）

第20 意見書案第4号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書
（説明、質疑、討論、採決）

第21 議員の派遣について

第22 閉会中委員会所管事務調査申し出について

第23 閉会中特別委員会継続審査申し出について

◎出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君								
副町	長	佐川	純	君								
教	育	長	熊田	義信	君							
総	務	課	長	藤澤	敦司	君						
住	民	課	長	小林	透	君						
会	計	課	長	長谷川	雄士	君						
保	健	福	祉	課	長	竹原	誠二	君				
産	業	振	興	課	長	兼						
農	業	委	員	会	事	務	局	長	高	松	浩	君
建	設	課	長	三	谷	和	弘	君				
教	育	次	長	加	藤	健	次	君				
代	表	監	査	委	員	山	本	忍	君			

◎職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 高 宮 正 人 君

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
ただいま出席している議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員につきましては、会議規則により議長より指名をいたします。
3番、青田良一君。4番、山田秀明君。両君を指名いたします。

◎委員会報告第1号の上程、報告、質疑、討論、採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、委員会報告第1号、総務民生常任委員会審査報告、請願第1号、けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める請願を議題といたします。

本件につきましては、審査結果が議長宛に報告されておりますので、所管総務民生常任委員会から報告を求めます。

総務民生常任委員長、笹木正文君。

〔総務民生常任委員長 笹木正文君登壇〕

- 総務民生常任委員長（笹木正文君） 委員会報告第1号。総務民生常任委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議案等の番号、請願第1号、けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める請願。審査結果は、不採択とすべきものということに決定いたしました。以上です。

- 議長（長谷川秀樹君） 総務民生常任委員長の審査結果報告を終わります。

本請願の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

委員長報告は不採択とすべきものでございますので、まず、原案に対し賛成の方の討論を

許します。

8番、後木幸里君。

○8番（後木幸里君） 請願第1号、けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める請願。この請願に対し、原案賛成の立場から討論を行ないます。

私は、この請願を5月末日に受け内容を見せていただきました。正直、私はこんな病気が存在していることを知らず、おどろきと同時に自分の無知を改めて認知したしだいでありました。患者数は全国で2千人といわれ、潜在的な患者数は100倍の20万人もいると推定されており、本人はもとより、家族の方々には大変な苦勞と負担を強いられていることと思いません。我がまちに、患者の方や潜在的な患者の方がおられるかどうかは、今のところ私は知りませんが、どなたもその当事者にならない保障はございません。そうであるなら、このような請願に対し前向きに対処し、所管の関係省庁に、けいれん性発声障害に対する対応を早期に確立するよう請願を通じ、求めて行動することが大切なことと思いますので、議員各位には、請願の趣旨に賛同いただきますようお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 次に、原案に対し反対の方の討論を許します。

2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 議長のお許しをいただきましたので、請願第1号、けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める請願について、原案反対の立場から討論いたします。

請願の趣旨にありますように、声を出そうとすると自分の意思と無関係に声帯が異常な動き方をしてしまう、けいれん性発声障害は、その認知度が低く医師にもほとんど知られていないため、正しい治療にいたるまで、患者の方はもとより、ご家族の方にも多大な負担がかかっているとのことであります。しかしながら私は、この病気について、今回この請願によって初めて知ったところでございます。社会的認知度が低いからか得られる情報が少なく、病気の内容や患者の方を取り巻く状況については、請願の趣旨で書かれていること以外は把握できておりません。そのようなことから、今後、この病気について改めて調査し、状況を理解した上で考え、対応をしていきたいと考えているところでございます。

よって、前向きに対処すべきという考えを否定するものではございませんが、内容や状況を良く理解しないまま、医師の派遣による環境整備にまでおよぶ意見書を、関係省庁に提出することは、あまりにも無責任であると考えますので、今回提出されました、けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める請願については、原案に反対するものであります。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採択いたします。

この採決は、起立により行ないます。

本請願に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。

請願第1号、けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

改めて、

それではもう一度。請願第1号、けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める請願を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 起立少数ということで、したがいまして、請願第1号、けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める請願は、不採択とすることに決定いたしました。

◎委員会報告第2号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、委員会報告第2号、総務民生常任委員会審査報告、請願第2号、地方財政の充実・強化を求める請願を議題といたします。

本件につきましては、審査結果が議長宛に報告されていますので、所管総務民生常任委員会から報告を求めます。

総務民生常任委員長、笹木正文君。

〔総務民生常任委員長 笹木正文君登壇〕

○総務民生常任委員長（笹木正文君） それでは委員会報告第2号。総務民生常任委員会に付託されました請願を審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案等の番号、請願第2号、件名としては、地方財政の充実・強化を求める請願。審査結果といたしまして、採択すべきものということで、そういう結果になりました。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 総務民生常任委員長の審査結果報告を終わります。

本請願の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

請願第2号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがいまして、請願第2号、地方財政の充実・強化を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

◎委員会報告第3号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、委員会報告第3号、経済文教常任委員会審査報告、請願第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願を議題といたします。

本件につきましても、審査結果が議長宛に報告されていますので、所管経済文教常任委員会から報告を求めます。

経済文教常任委員長、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） 議長の指示でございますので、報告いたします。

委員会報告第3号。経済文教常任委員会審査報告書。本委員会に付託の請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。議案等の番号、請願第3号、件名、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願。審査結果、採択すべきもの。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員長の審査結果報告を終わります。

本請願の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第3号を採決いたします。

請願第3号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがいまして、請願第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

た。

◎委員会報告第4号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、委員会報告第4号、経済文教常任委員会審査報告、請願第4号、道教委、新たな高校教育に関する指針の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願を議題といたします。

本件につきましても、審査結果が議長宛に報告されていますので、所管経済文教常任委員会から報告を求めます。

経済文教常任委員長、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） それでは報告いたします。

委員会報告第4号。経済文教常任委員会審査報告書。本委員会に付託の請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。議案等の番号、請願第4号、件名、道教委、新たな高校教育に関する指針の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願。審査結果、採択すべきもの。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員長の審査結果報告を終わります。

本請願の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第4号を採決いたします。

請願第4号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号、道教委、新たな高校教育に関する指針の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎委員会報告第5号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、委員会報告第5号、経済文教常任委員会審査報告、請願第5号、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める請願を議題といたします。

本件につきましても、審査結果が議長宛に報告されていますので、所管経済文教常任委員会から報告を求めます。

経済文教常任委員長、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） それでは報告いたします。

委員会報告第5号。経済文教常任委員会審査報告書。本委員会に付託の請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。議案等の番号、請願第5号。件名、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める請願。審査結果、採択すべきもの。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員長の審査結果報告を終わります。

本請願の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第5号を採決いたします。

請願第5号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第5号、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま採択と決定をした請願第2号、請願第3号、請願第4号、請願第5号につきまして、意見書を審議する必要がございます。

議案配布のため暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

<議案配布>

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

◎日程の変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで事務局長より日程の変更を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは議事日程の変更について申し上げます。

皆様にお配りしております議事日程の表をご覧くださいと思います。お配りしております日程表の日程第18、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを、日程第22とし、日程第17、議員の派遣についてを4つ繰り下げ、日程第21とし、日程第16の次に、日程第17として、意見書案第1号、地方財政の充実・強化に関する意見書を、日程第18として、意見書案第2号、2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に関する意見書を、日程第19として、意見書案第3号、北海道教育委員会が定めた『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現についての意見書を、日程第20として、意見書案第4号、北海道地域最低賃金の大幅な改善についての意見書を追加していただきまして、ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7に入る前に、これから提案されます議案第30号から議案第35号までの案件につきましては、6月13日の定例本会議において提案理由並びに内容の説明を終わっておりますので、直ちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第30号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） この条例に関係する本町の関係者はいるのか、いないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではご質問にお答え申し上げます。この条例の改正に係る本町の対象者は、現在のところございません。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第31号、新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

はい、9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 第1条で外国人登録に関する証明の項を削るということになってますので、外国人の登録も一律500円で扱うというふうに解釈していいのか。外国人登録をしないというわけではないと思うのですね。だから400円と書いてありましたよね、条例はね。それが一応500円になるというふうに考えていいのかどうか、そこらへん。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではご質問にお答え申し上げます。外国人登録者につきましても、住民基本台帳法に基づく件数として扱います。手数料も同様に500円とすることになります。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町印鑑条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第32号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、新十津川町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第33号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 24ページのふるさと温泉について、お伺いいたします。予算のときに説明はあって、諸経費の2分の1を補助するということであつたと思います。そして、予算の金額としては一応500万円でした。今回補正されまして971万円ということなのですが、諸経費が決まったのでということなのですが、諸経費はいくらになっているのかということ、それから、今後も諸経費が上がれば、それなりにずっと交付金も上げていく考えなのか。限度額というのはなくして、ずるずると上げていくのか。以前、確か800万円くらい入湯税に相当した額だけしか払ってなかったような気がしたのですけれども、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（高松 浩君） ただいまのご質問ございました、23年度の経費でございますが、光熱費につきましては、23年度4,148万3,470円という形で経費になってございます。これを試算いたしますと、このたびの金額971万2千円という形になってございます。

また、上限でございますが、一応試算上によりまして助成をするという形でございますので、現状のところは引き続き助成をしたいと考えております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑はございませんか。

はい、3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） 28ページの教育委員会の学校管理費で、修繕料の補正があがっておりますが、4月に予算が執行され現在6月ということなのですが、修繕料という中身については予算的にはまだ十分消化しきっていないような現状の中で、あえて補正をするというのがちょっと私には理解できないのですけれども、緊急的な部分については止むを得ないのかなと思うのですが、その辺参考までにお聞かせいただければと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（加藤健次君） ただ今のご質問ですが、3月に保守点検をしたところ、ポンプの能力がおちてるということで、急遽修繕が必要になったということです。以上でございます。

当初予算については、この分が先取りに手当として計上してるものですから、当初予算の修繕費として、補てんをするということでございます。よろしいですか。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

はい、教育次長。

○教育次長（加藤健次君） 当初予算ですね、修繕費ということで、小破修繕の中で見てた中では、ポンプの今の消火ポンプが多額にかかったものですから、その相当分を当初予算の方に充てたということになります。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第34号、平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今回の国民健康保険税ですね、農家の収入が多くて国保税も上げなくていいと喜んでいたところなんです、限度額というのがあって、この分、けっこう収入が減ったということです。それで、見積もりした時点で、限度額とかそういうのは考えていなかったのかお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではご質問にお答え申し上げます。当初予算を組んだときは、限度額についても十分勘案して積算をいたしました。しかし、現実的にその積算したときと状況がちょっと異なってしまったという状況になります。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第35号、空知教育センター組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第35号を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第35号、空知教育センター組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第36号、動産の取得についてを議題といたします。
提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。
町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） おはようございます。ただいま上程をいただきました議案第36号、動産（物品）の取得でございます。

町は、次の動産を取得する。

1、取得する動産の名称及び数量、保健福祉支援システム機器一式。2、取得の方法、随意契約。3、契約金額、2,782万5千円。4、契約の相手方、札幌市中央区大通西3丁目11番地。株式会社北海道日立システムズ、代表取締役、取締役社長、矢田隆宏。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、裏面に納入期限が書いてございます。平成24年12月28日までが納期限ということになってございます。よろしくご審議の上、議決たまわりますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。
ただちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第36号を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、動産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第37号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第37号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的、新十津川中学校武道場建築主体工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、工事場所、新十津川町字中央。4、契約金額、1億9,845万円。5、契約の相手方、久保田・居林遠藤特定建設工事共同企業体、代表者、樺戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組。代表取締役、久保田良二。構成員、滝川市流通団地3丁目7番14号、居林遠藤建設株式会社、代表取締役社長、中村洋征。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

同様に裏面にですね、工事の概要、そして履行期限が書いてございます。履行期限につきましては、平成24年12月20日までということになってございます。以上で、提案理由、内容の説明に代えさせていただきます。よろしく審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 議案に出てきたのは主体工事だけなのですが、これに付属していろいろな工事ありますよね。それ5千万円以下だということで議会にのらないと思うのですが、地元の業者が入っているのか。その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（三谷和弘君） ご質問にお答えいたします。まず、主体のほかに機械設備と電気設備が別に発注されておりまして、機械設備については、町内の株式会社日出開発。それと電気設備につきましては、株式会社木川電気商会。この業者につきましては、町内に事業所を持つものということになってございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑はございませんか。

7番、長名實君。

○7番（長名 實君） ちょっとお伺いしますが、履行期限が12月20日ということなのですが、この12月20日には工事はしてないと思いますが、いずれにしても秋の天候の悪い中、外周りの件なのですが、雪解けたら、でこぼこになったりなんかするのは、往々にして北海道の土木工事にはありうる話かなと思います。それで、なぜ、この12月20日まで伸ばしていたのか、その辺をお伺いいたしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（三谷和弘君） ご質問にお答えいたします。当初、発注予定をしていた時期につきましても、5月の中旬から下旬にかけて工事の発注を予定しておりました。それに基づきまして、各工種の工程を組みまして、11月中には完成を見込みたいということで予定しておりましたが、この事業につきましても、補助事業でございますので、補助の指令が今月の13日に指令をいただいたということから、工期の設定をしなおしまして、今日以降の工程を組み直した結果、12月の20日が限度ということでございまして、ただ、外構工事につきましても、当然、今ご指摘のとおり雪の降る時期、又は雨の多い時期、あまり良い結果は出ないのが今までの例でございますけれども、建築工事等の工程とラップさせまして、工程の中で外構工事もできるところから進めていくという考えで、今、工程を組んでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央27番地2。氏名、西川雅浩。昭和39年7月16日生まれでございます。

提案理由でございます。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるものでございます。

西川氏におきましては、平成21年10月から1期3年間に亘りまして人権擁護委員としてご活躍をいただいております。この間、人権尊重の思想普及に努めていただきました。よって、これまでの経験を生かしていただき、引き続き、人権擁護委員として推薦をいたしたく意見を求めるものでございます。ご理解をたまわり、ご承認下さいますようお願いを申し上げまして、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

本案件は人事案件であり、意見のまとめは適任、不適任の議決でありますので、この点につきまして配慮の上、対応していただきたいと思っております。

それでは直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これより採決いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦については、本議会として適任の意見といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦については、適任とすることに決定をいたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、発議第1号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

3番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） それでは発議第1号について、ご説明を申し上げたいと思います。

発議第1号、特別委員会の設置について。

新十津川町議会に、次の特別委員会を設置するものとするということでございます。

記といたしまして、名称でございますけれども、新十津川町議員定数等調査特別委員会。2といたしまして、目的、新十津川町議会議員定数及び報酬の調査。3、委員の定数でございますけれども、6名ということでございます。

提案理由としましては、地方自治法第110条及び新十津川町議会委員会条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

少し付け加えさせていただきますけれども、議員各位ご承知だと思いますけれども、議長の方から次期の統一地方選挙に向けまして、議員の数並びに報酬等について、今一度皆さんで精査をいたしまして、住民の方にその精査結果をフィードバックしてはどうかということでお話ございまして、そのあり方について、実は議会運営委員会に基礎内容を作ってくださいということで、ご指示がございましたので、このような形でまとめて、発議の形で今議会で提案をさせていただくといった内容でございます。

議員各位のご賛同を、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

◎特別委員の選任

○議長（長谷川秀樹君） お諮りいたします。新十津川町議員定数等調査特別委員会委員6

名の選出方法について、どのように行うかご意見がございましたら発言願います。

6番、平沢豊勝君。

○6番（平沢豊勝君） 各常任委員会から2名ずつ出させていただいて選考していただければと思います。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま6番、平沢豊勝君から、各常任委員会から2名の選考委員を選出して、新十津川町議員定数等調査特別委員会委員を選考していただくとの提案がございましたが、そのような進め方でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議がないようですので、ただいま申し上げました方法で選考いただきます。

それでは各常任委員会より2名ずつの選考委員を選出させていただきます。

暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

選考委員の報告がまいっておりますので、事務局長より報告をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは選考委員のお名前を申し上げます。総務民生常任委員会からは笹木議員、西内議員。経済文教常任委員会からは山田議員、安中議員。以上、4名の選考委員の皆様です。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま報告のありました4名の議員を選考委員に決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選考されました方々を選考委員に決定させていただきます。

選考委員の方々にはお手数を煩わせますが、新十津川町議員定数等調査特別委員会委員の選出をお願いいたします。

休憩をいたしますので、その間に選出をいただきたいと思います。

11時10分まで休憩といたします。

（午前10時59分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時08分）

○議長（長谷川秀樹君） 4名の選考委員の方々に、新十津川町議員定数等調査特別委員会委員の選出をお願いしていただいておりますので、選考委員を代表して笹木議員から結果の報告を願います。

5番、笹木正文君。

〔5番 笹木正文君登壇〕

○5番（笹木正文君） それでは選考委員会の報告をいたします。

新十津川町議員定数等調査特別委員会の構成委員を発表いたします。長名實議員、西永勝治議員、平沢豊勝議員、青田良一議員、山田秀明議員、西内陽美議員。以上、6名となっております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま報告がございました方々を新十津川町議員定数等調査特別委員会委員に選任することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議員定数等調査特別委員会委員には、長名實君、西永勝治君、平沢豊勝君、青田良一君、山田秀明君、西内陽美君、この6名を選任することに決定をいたしました。

新十津川町議員定数等調査特別委員会委員が選任されましたので、引き続き、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、正副委員長の互選をいただきたいと思います。11時20分まで休憩いたしますので、その間に正副委員長の互選を願います。

（午前11時12分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩中に特別委員会の正副委員長の決定をいただきましたので、6番、平沢豊勝君より報告願います。

〔6番 平沢豊勝君登壇〕

○6番（平沢豊勝君） 議長の指示がございいますので、ただいま6名で別室で協議をしました結果を申し上げたいと思います。新十津川町議員定数等調査特別委員会の委員長には西永勝治議員、副委員長には長名實議員にお願いすることに決まりましたので、皆様にご報告を申し上げます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 新十津川町議員定数等調査特別委員会委員長に西永勝治君、副委員長に長名實君が互選されましたので、よろしくお願いをいたします。

ここで暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎日程の変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで特別委員長より申し出がありましたので、事務局長より議事日程の追加を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは議事日程の変更について申し上げます。

日程第22、閉会中委員会所管事務調査申し出についての次に、日程第23として、閉会中特別委員会継続審査申し出についてを追加をしていただきまして、ご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、意見書案第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

5番、笹木正文君。

〔総務民生常任委員長 笹木正文君登壇〕

○総務民生常任委員長（笹木正文君） それでは意見書案第1号の内容について、説明いたします。

提出年月日は、平成24年6月15日となっております、提出者及び賛同者は記載のとおりでございます。

それでは、地方財政の充実・強化を求める意見書。

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっております。

社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要です。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割は、ますます重要となっております。

特に地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2012年度政府予算では、地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2013年度予算においても、2012年度と同規模の地方財政計画、地方交付税が求められます。

よって、2013年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、被災自治体に対する各種施策、少子・高齢化等に対応した2013年度地方財政計画の策定、地方財源の充実・強化をはかるための抜本的な対策を進めることを強く要望いたします。

記。1、被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の前算とは別に計上すること。

2、医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2013

年度地方財政計画を策定すること。

3、地方財源の充実・強化をはかるため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年6月15日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、長谷川秀樹。

提出先に関しましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、以下記載のとおりになっております。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣といたします。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、意見書案第2号、2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） 議長の指示がございましたので、説明をいたします。

意見書案第2号。平成24年6月15日。提出者、賛同者につきましては、記載のとおりでございます。朗読をもって説明とさせていただきます。

2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について、国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、義務教育費国庫負担制度は、地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠なことから、この制度の堅持と三位一体改革で削減された負担率を1/2へ復元するなどの拡充が必要です。

文部科学省は40人学級を見直し、小、中学校を35人学級の実現をめざした、新・教職員定数改善計画を策定し、2011年度から小学校1年生の35人学級を実現しています。また、2012年度に向けては、法改正は見送ったものの、事実上、小学校2年生の35人学級の実現のため、教職員加配定数の増加を閣議決定しています。学校現場においては、教職員の拡充は喫緊の課題となっており、子どもたちに行き届いた教育を保障するため、新・教職員定数改善計画の確実な実施と学級基準編製の制度改正及びそれを上回る、30人以下学級の早期実現が不可欠です。

今年度の政府予算においても、高校授業料無償化などが引き続き計上されましたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費などの保護者負担が存在しています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ていて、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するためには、国による教育予算の拡充が必要です。

よって、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元と、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を強く要望いたします。

記。1、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。

2、文部科学省、新・教職員定数改善計画の確実な実施及びそれを上回る30人以下学級の早期実現と教職員定数の改善を早期に実行すること。当面、小学校2年生から中学校3年生までの学級編成標準を順次改定すること。

また、住む地域に関係なく、子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置を実現すること。

4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号、2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地域主権推進担当）といたします。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第19、意見書案第3号、北海道教育委員会が定めた、新たな高校教育に関する指針の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） それでは説明いたします。意見書案第3号。提出者、賛同者は記載のとおりでございます。

北海道教育委員会が定めた、新たな高校教育に関する指針の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。朗読をもって説明とさせていただきます。

北海道教育委員会は、新たな高校教育に関する指針にもとづき、毎年度、公立高等学校配置計画を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行っています。これによって、全道では、現在までに19校が募集停止、17校が再編・統合によって削減されています。

配置計画で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では、入学希望者の激減する現象が生じています。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど、結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身

体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては、通学断念にまで追い込まれたといった実態も報告されています。

とりわけ昨年度は、他の高校への通学が困難であるとして残してきた地域キャンパス校の熊石高校を、地元からの入学者が20名を切っていることを理由に募集停止としています。このことは、教育の機会均等を保障すべき北海道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に、不信と不安をもたらしています。

このように、新たな高校教育に関する指針に基づく配置計画が進めば、高校進学率が98%を超える状況にありながら、北海道の高校の約44%がなくなることになります。これはそのまま地方の切り捨て、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきであります。そのためには、地域の経済、産業、文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要です。

よって、新たな高校教育に関する指針の見直し、公立高校配置計画で地域の意見を取り入れること、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃することと後期中等教育を保障することを強く要望いたします。

記。1、北海道教育委員会が2006年に策定した新たな高校教育に関する指針は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2、公立高校配置計画については、子ども、保護者、地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、障がいのある、なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、意見書を提出します。

平成24年6月15日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、長谷川秀樹。

提出先は、北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長。以上でございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

そただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号、北海道教育委員会が定めた、新たな高校教育に関する指針の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長といたします。

◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第20、意見書案第4号、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） それでは説明をいたします。意見書案第4号。提出者、賛同者は記載のとおりでございます。

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。朗読をもって、説明とさせていただきます。

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなってきています。

2007年度に成長力底上げ戦略推進円卓会議の合意、2008年の改正最低賃金法による生活保護施策との整合性に配慮するなどの経過、2010年は雇用戦略対話における早期に全国最低800円を目指すとの政公労使合意などにより、この5年間で61円の引き上げが行われ、北海道の最低賃金は705円となっています。

全国的にも、昨年、生活保護費との乖離解消が6都府県で進められましたが、依然、3道県で乖離しています。特に乖離額が最大である北海道としては、働くことのインセンティブを高めるためには、その乖離を速やかに解消することが、喫緊の課題であり、その実現を通じて安心して生活できる賃金を約束しなければなりません。

法定労働時間をフルに働いても、税込み月額12万円程度、年額でも140万円程度にしかな

りませんが、昨年度、14円引き上げ改定に伴う影響率は10.1%、パートに至っては26.7%となっており、北海道の非正規率の高さ、最低賃金に張り付く低賃金体系となっていること、生活困窮の度合いが深まっていることが明らかとなっています。日本労働組合総連合会の調査による最低限の生活を保障水準として示された時間給870円、月額144,000円とは、ほど遠いものとなっています。

特に北海道は、非正規労働者比率が4割と高く、低賃金、最低賃金に張り付く賃金体系が多い地域であり、地域経済の活性化と所得税収の確保、社会保障制度の維持、充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と、全体の底上げは重要な課題です。

よって、北海道地域最低賃金の大幅な改善を強く要望いたします。

記。今年度の北海道地域最低賃金の改定に当たっては、生活保護費との乖離解消は喫緊の課題であることから、働く者が経済的に自立可能な水準への改定を行うこと。

以上、意見書を提出します。

平成24年6月15日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、長谷川秀樹。

提出先は、北海道労働局、北海道最低賃金審議会。以上でございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、北海道労働局、北海道最低賃金審議会といたします。

◎議員の派遣について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第21、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは議員研修の派遣承認について、ご説明申し上げます。

はじめに、経済文教常任委員会の政務調査ですが、日程につきましては7月27日。場所は美唄市と石狩市であります。派遣議員は、議長と経済文教常任委員5名でございます。目的ですが、水稻乾田直播並びに図書館と学校図書室の連携についての政務調査です。経費については、概算で6千円となっております。

次に、総務民生常任委員会の政務調査ですが、日程につきましては7月25日。場所は初山別村であります。派遣議員は、議長と総務民生常任委員5名でございます。目的ですが、情報通信を使用した生活支援システムについての政務調査です。経費につきましては、概算で6千円です。

次に、研修会についてご説明申し上げます。

はじめに、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び議員管外視察研修です。日程は7月2日から7月3日まで。場所は新得町、中札内村及び札幌市であります。派遣議員は、全議員でございます。目的ですが、新得町の空き家活用促進制度と定住対策、中札内村の農業体験実習生の受け入れと農業分野の担い手対策についての研修です。経費につきましては、概算で26万7千円となっております。

次に、中空知ふるさと市町村圏議員交流会でございます。日程は7月6日。場所は赤平市。派遣議員は全議員でございます。経費は、概算で3万円となっております。

次に、空知町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は7月20日。場所は南幌町。派遣議員は全議員でございます。経費は、概算で4万2千円となります。

次に、市町村職員中央研修所主催の市町村議会議員政策講座でございます。日程は7月9日から7月13日まで。場所は千葉県千葉市で、派遣議員につきましては西内議員です。経費につきましては、概算で10万円となっております。

次に、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会でございます。日程は8月23日。場所は札幌市。派遣議員につきましては、議会広報特別委員会から委員5名を考えております。経費につきましては、概算で2万8千円となります。

以上で、議員の派遣承認明細でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま議会事務局長より説明のあったとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第122条の規定により、派遣要求のあったとおり、許可することに決定をいたしました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第22、閉会中の委員会所管事務調査申し出についてを議題と

いたします。

本件につきましては、皆さまのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会並びに議会運営委員会から、地方自治法第109条第6項及び第109条の2の規定、また、新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき、申し出がございましたので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉会中特別委員会継続審査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第23、閉会中特別委員会継続審査申し出についてを議題といたします。

本件につきましても、皆さまのお手元にお配りしてございますが、特別委員会より地方自治法第110条第4項並びに新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき、申し出がございましたので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましても、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

したがって、平成24年第2回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前11時55分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員